

# 白河っ子未来応援計画



令和3年3月

白 河 市



# はじめに

わが国では、核家族化や地域における人と人とのつながりが希薄化するなど様々な要因から、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しております。

こうした中、2017年の「国民生活基礎調査」において、18歳未満の子どもの約7人に1人が貧困状態にあることが示されるなど、「子どもの貧困」が大きな社会問題の一つとなっております。



「子どもの貧困」は、経済や教育格差、さらにはひとり親の増加といった社会的要因が複雑に絡んでおり、個人では解決することができない、社会全体で取り組む問題であることから、本市では、現状に即した対策を総合的に推進するため、この度、「白河っ子未来応援計画」を策定いたしました。

本計画では、子ども関連の政策の指針を示した「第2期白河市子ども・子育て計画」の基本理念「みんなで育てよう、次代を担う白河っ子」を継承するとともに、アンケート調査から見えてきた現状、課題及びニーズに的確に対応するため、施策の体系化を図りました。

今後は、本計画に基づき、子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、地域の皆様や関係機関と連携・協働しながら、きめ細やかな支援を行ってまいりますので、変わらぬご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました白河市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力を頂きました市民の皆様には厚く御礼を申し上げ、挨拶いたします。

令和3年3月

白河市長 鈴木和夫

# 目次

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b> ..... | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の背景と目的.....           | 1         |
| 2 計画の位置づけ.....              | 2         |
| 3 計画の対象.....                | 3         |
| 4 計画の期間.....                | 3         |
| <br>                        |           |
| <b>第2章 白河市の現状と課題</b> .....  | <b>5</b>  |
| 1 データから見える現状.....           | 5         |
| 2 子どものいる世帯・ひとり親世帯の生活実態..... | 11        |
| (1) アンケート調査結果からみた現状.....    | 11        |
| (2) アンケート調査等からみられる課題.....   | 36        |
| <br>                        |           |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b> ..... | <b>39</b> |
| 1 基本理念.....                 | 39        |
| 2 基本目標.....                 | 40        |
| <br>                        |           |
| <b>第4章 施策の展開</b> .....      | <b>43</b> |
| 基本目標1 教育の支援.....            | 43        |
| 基本目標2 生活の支援.....            | 46        |
| 基本目標3 就労の支援.....            | 52        |
| 基本目標4 経済的支援.....            | 53        |
| <br>                        |           |
| <b>第5章 計画の推進</b> .....      | <b>59</b> |
| 1 計画の推進体制.....              | 59        |
| 2 計画の進捗管理.....              | 60        |
| <br>                        |           |
| <b>参考資料</b> .....           | <b>61</b> |
| 1 子供の貧困対策に関する大綱.....        | 61        |
| 2 子ども・子育て会議条例.....          | 63        |
| 3 用語解説.....                 | 65        |

# 第 1 章

## 計画の策定に当たって



# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

平成 26 年に厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」によれば、平成 24 年の日本の子どもの貧困率は 16.3%で、OECD加盟 34 か国中 25 位（2010 年）であるということが明らかになりました。その後、平成 30 年の同調査では、子どもの貧困率は 13.5%と、過去最悪だった平成 24 年から 2.8 ポイント改善したものの、依然として日本の子どもの約 7 人に 1 人は貧困状態にあるという、非常に厳しい状況が続いています。

このような中、すべての子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育等の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行されました。また、同年 8 月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

この法律において、子どもの貧困対策に関する計画の策定が都道府県の努力義務とされたことから、福島県においては次世代育成支援対策推進法に基づく「ふくしま新生子ども夢プラン」を改訂し、子どもの貧困対策に関する計画に位置づけました。

その後、令和元年 6 月には、法律が一部改正され、市町村においても貧困対策についての計画を策定することが努力義務化されました。さらに、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの基本的な考え方の下、同年 11 月に新たに大綱が策定されました。

これまでも、白河市では、市の総合的な子ども・子育て計画として、「第 2 期白河市子ども・子育て計画」を令和元年度に策定し、子どもが健やかに成長することができ、安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりを進めてきました。

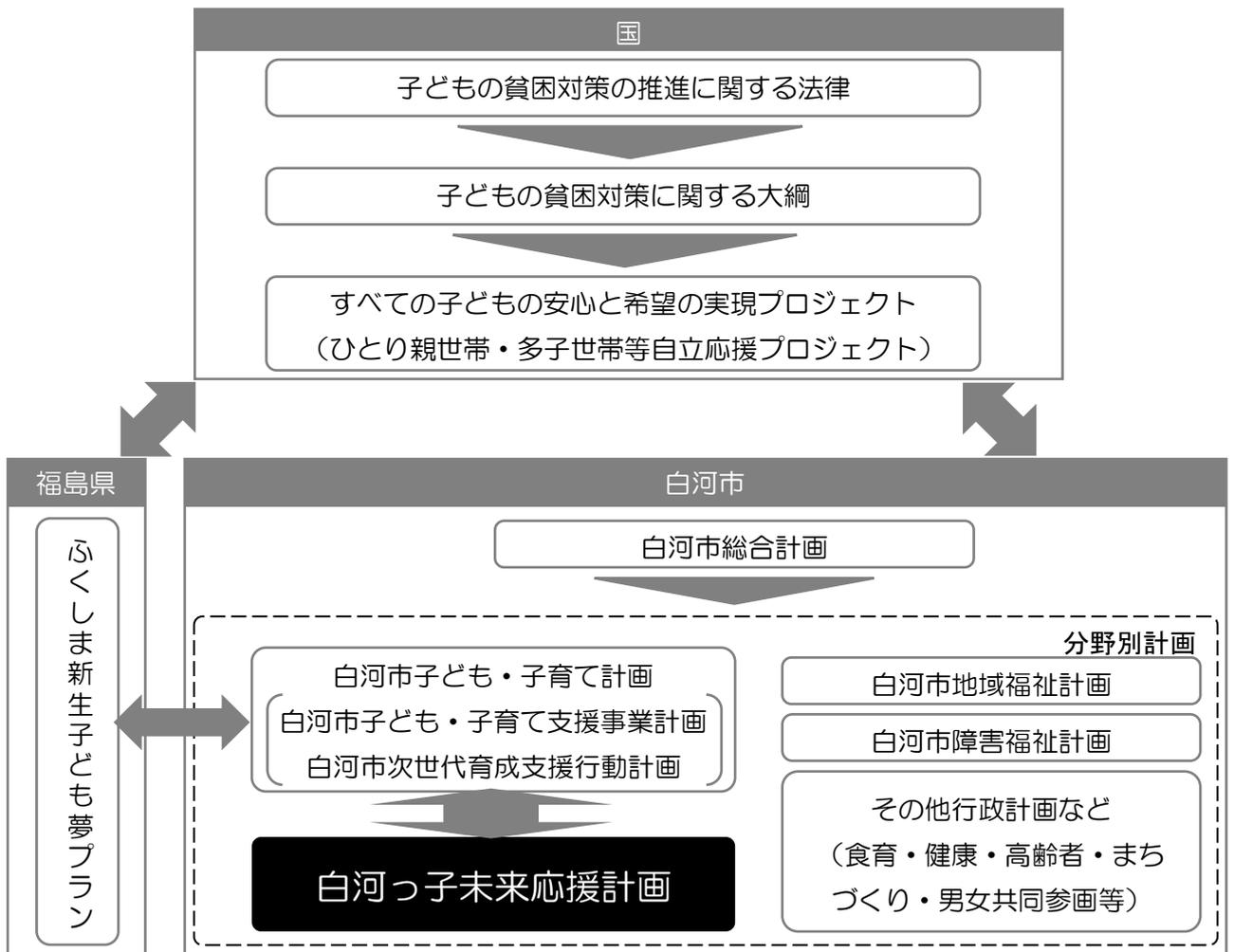
貧困家庭がより深刻な状況に陥っていると言われるなど、子どもの貧困が社会問題として取り上げられている昨今の情勢を鑑み、本市においても子どもの貧困対策を包括的に推進するため、本市の子どもの貧困対策に関する計画として「白河っ子未来応援計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するものであり、「白河市総合計画」「白河市子ども・子育て計画」など関連する諸計画との整合を図ります。

また、分野別計画とも整合を図りつつ、令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び同年11月に改定された「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を反映します。

### ○国の動向と白河市の計画の位置づけ



### 3 計画の対象

「白河市子ども・子育て計画」との整合性を図るため、18歳未満の子どもとその家庭を対象とします。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和6年度までの4か年とし、法律・大綱の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

なお、令和7年度以降は関連性の深い「白河市子ども・子育て計画」と一体的な計画として推進を図ります。





## 第 2 章

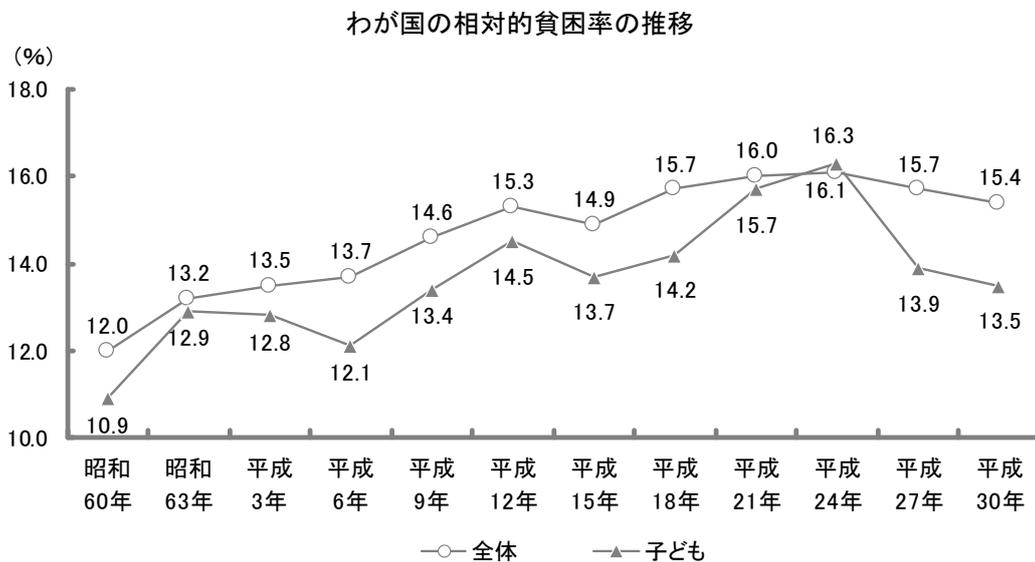
# 白河市の現状と課題



## 1 データから見える現状

### (1) わが国の相対的貧困率の推移

わが国の子どもの貧困率は平成24年まで上昇傾向で推移しており、ピーク時には16.3%に達していました。近年は減少し、平成30年は13.5%となっています。



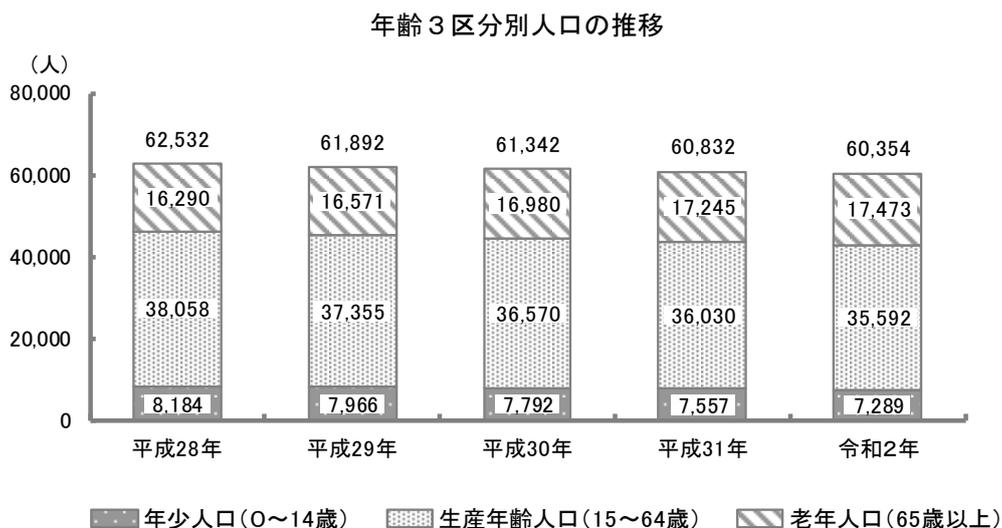
資料：国民生活基礎調査



## (2) 人口の推移

本市の人口は、年々減少し、令和2年では60,354人となっています。

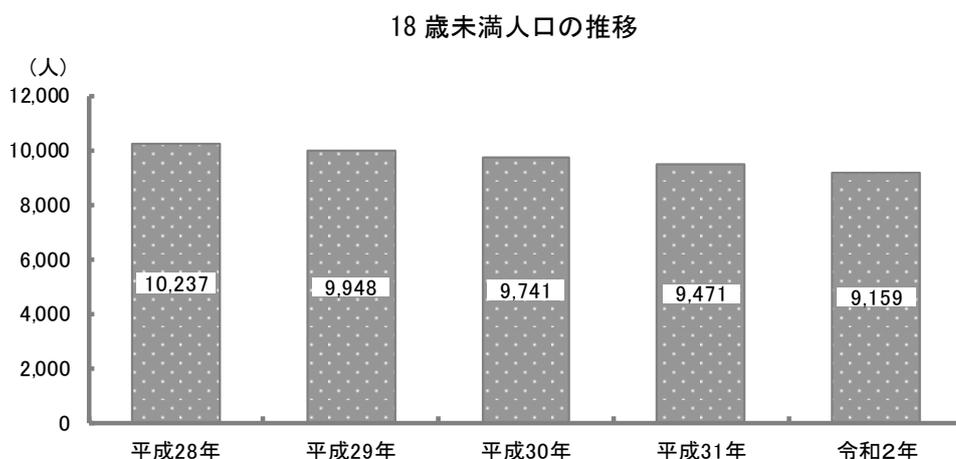
また、年齢3区分別の人口で見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少している一方で、老年人口（65歳以上）は増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (3) 18歳未満人口の推移

本市の18歳未満人口は、年々減少し、令和2年は9,159人となっています。

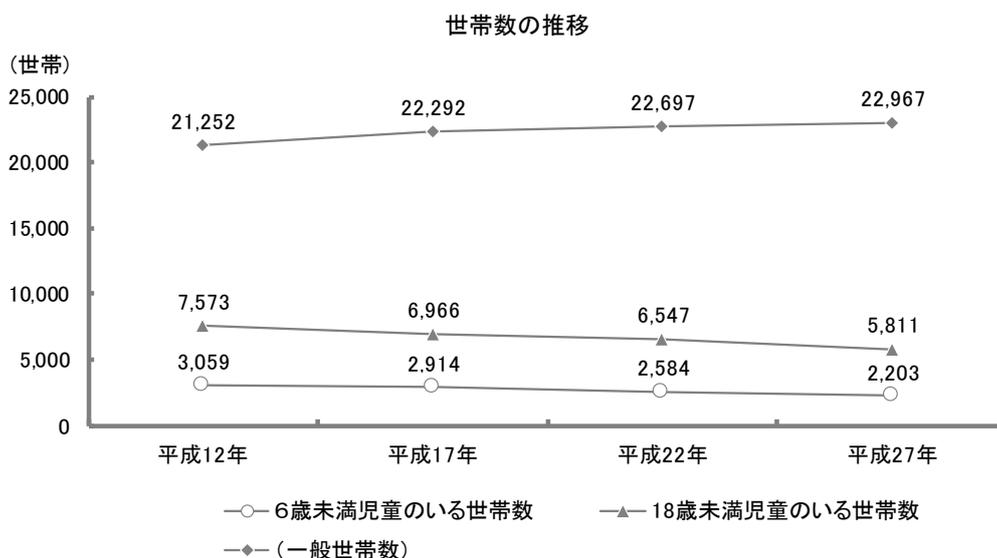


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### (4) 一般世帯と児童のいる世帯の推移

本市の一般世帯数は、年々増加し、平成27年で22,967世帯となっています。

また、6歳未満児童のいる世帯数、18歳未満児童のいる世帯数はいずれも減少し、平成27年はそれぞれ2,203世帯、5,811世帯となっています。



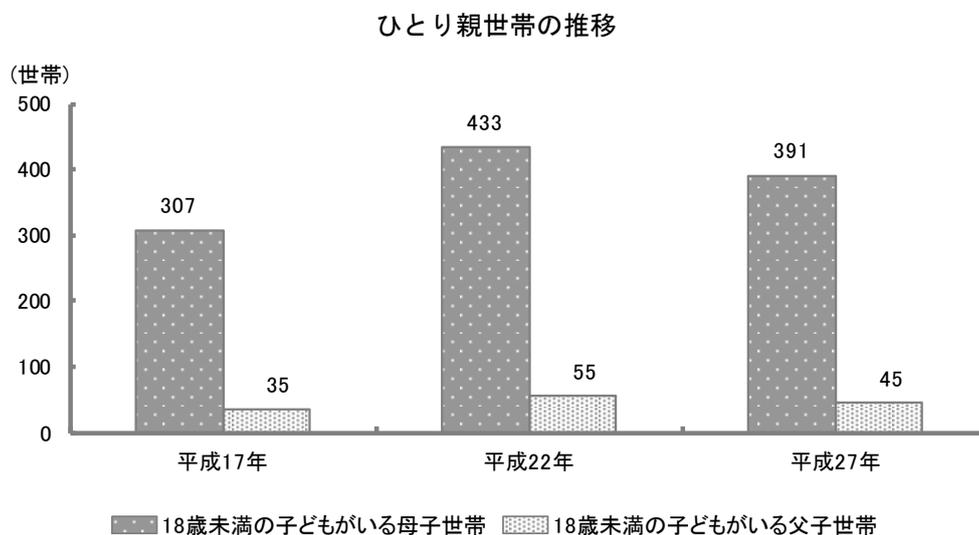
本市の児童のいる世帯が一般世帯に占める割合は、平成27年では6歳未満の児童のいる世帯が9.6%、18歳未満の児童のいる世帯が25.3%となっており、県、全国と比較して高い水準です。

|               | 白河市   | 福島県   | 全国    |
|---------------|-------|-------|-------|
| 6歳未満の児童のいる世帯  | 9.6%  | 8.5%  | 8.6%  |
| 18歳未満の児童のいる世帯 | 25.3% | 22.5% | 21.4% |

資料：国勢調査（平成27年）

## (5) ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は、増加しており、平成27年は391世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は、平成22年と比較すると10世帯減少し、平成27年は45世帯となっています。



資料：国勢調査

本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯が一般世帯に占める割合は、平成27年は1.90%となっており、県、国と比較して高い水準です。

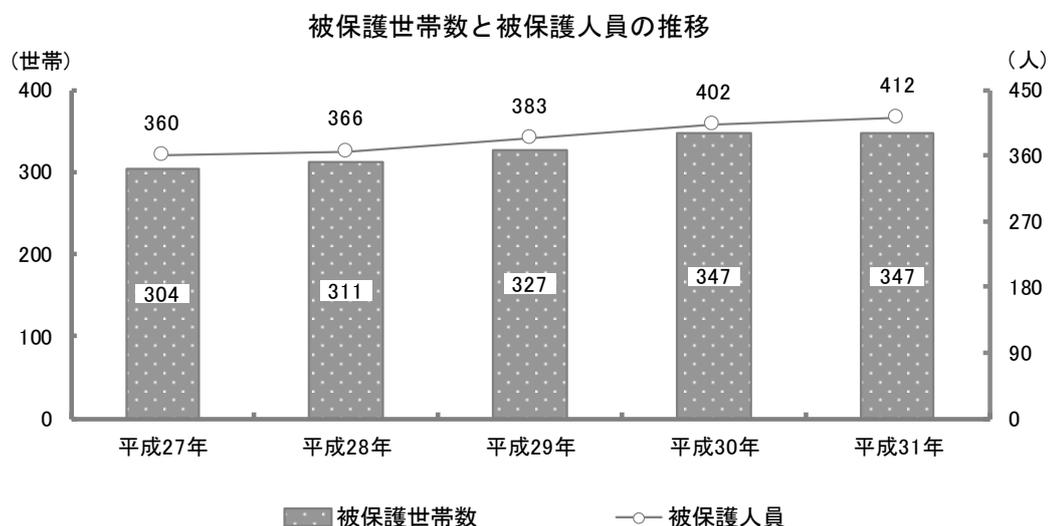
|          | 白河市   | 福島県   | 全国    |
|----------|-------|-------|-------|
| ひとり親世帯割合 | 1.90% | 1.50% | 1.42% |

資料：国勢調査（平成27年）



## (6) 生活保護の受給状況

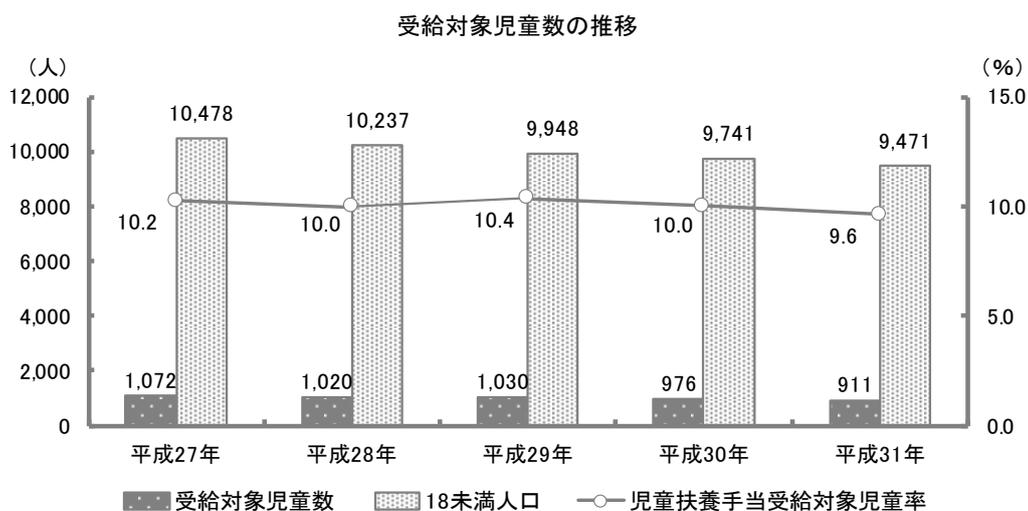
本市の被保護世帯数と被保護人員の推移をみると、平成31年では被保護世帯数は347世帯、被保護人員は412人と増加傾向にあります。



資料：主要施策の成果説明書（各年3月31日現在）

## (7) 児童扶養手当の受給状況

本市のひとり親家庭の保護者等が受給する児童扶養手当の受給対象児童数は年々減少しているものの、18歳未満人口に対する割合はほぼ一定です。

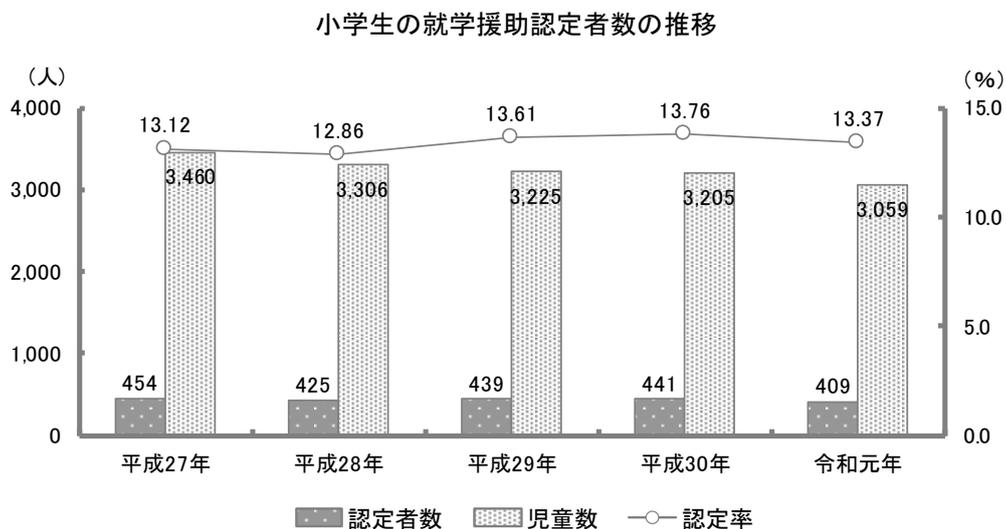


資料：児童扶養手当受給対象児童数 福祉行政報告例（各年3月31日現在）  
18歳未満人口 住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (8) 就学援助認定者数の状況

### ①小学生の就学援助認定者数と認定率の推移

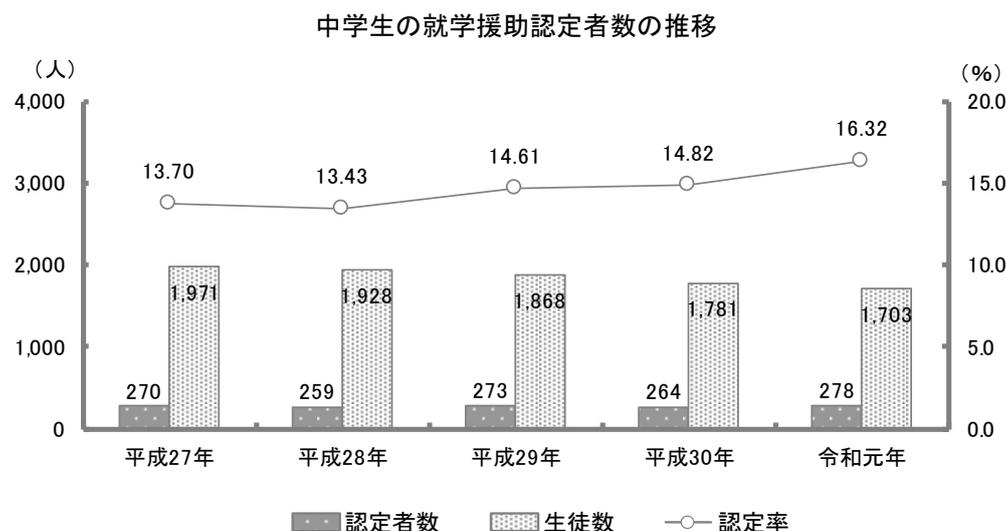
本市の小学生の就学援助認定者数は減少しているものの、認定率はほぼ一定であり、令和元年では13.37%となっています。



資料：学校教育課

### ②中学生の就学援助認定者数と認定率の推移

本市の中学生の就学援助認定者数は横ばいであるものの、認定率は平成28年以降上昇し、令和元年では16.32%となっています。



資料：学校教育課

## 2 子どものいる世帯・ひとり親世帯の生活実態

### (1) アンケート調査結果からみた現状

#### ① 調査の概要

##### ア 調査の目的

本計画の策定にあたり、子どものいる家庭の生活の状況やニーズ、課題を把握することにより、本市における子どもの貧困の状況を分析するために、調査を実施しました。

##### イ 調査対象

白河市在住の令和2年7月時点の児童扶養手当の受給対象全世帯（685世帯）、及び児童手当のみの受給世帯（300世帯）の計985世帯

##### ウ 調査期間

児童手当受給世帯：令和2年6月1日から令和2年6月30日

児童扶養手当受給世帯：令和2年8月1日から令和2年8月31日

##### エ 調査方法

郵送による配付・回収

##### オ 回収状況

| 配布数   | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-------|-------|-------|
| 985 通 | 670 通 | 68.0% |

##### カ 貧困世帯について

国は「世帯の所得を世帯人数で調整して算出した等価可処分所得（1人当たりの所得）が、貧困線（等価可処分所得の中央値の2分の1）に満たない」割合を、相対的貧困率としています。

本調査では、回答者の等価可処分所得の中央値（202万円）の2分の1である101万円を貧困線と定めます。（所得や世帯人員が未回答の方は除外）

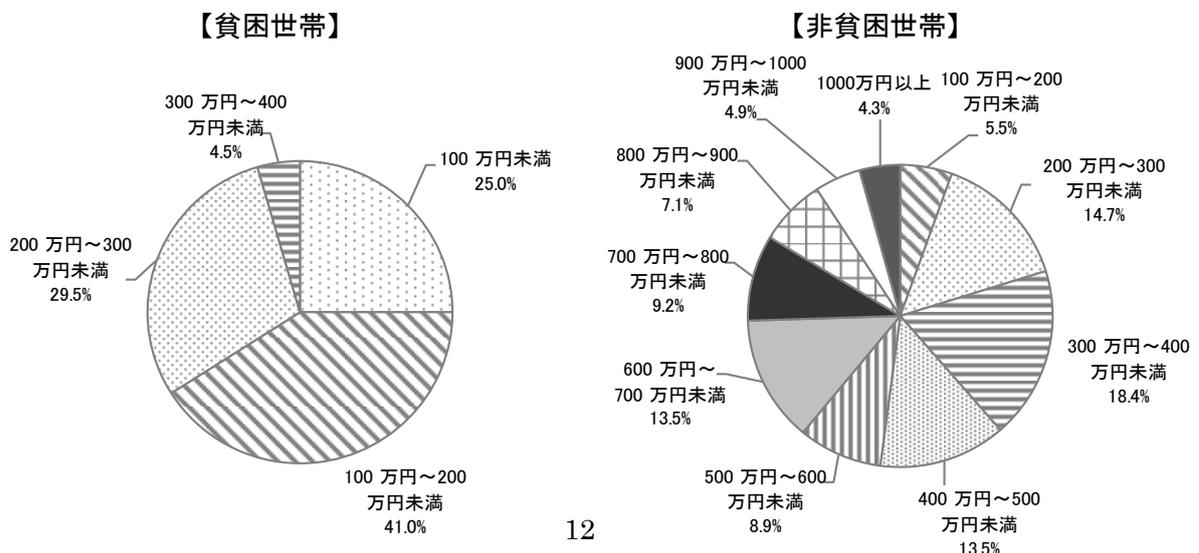
等価可処分所得がこの貧困線を下回る回答者を貧困世帯、上回る回答者を非貧困世帯と区分しています。

## キ 貧困世帯の状況等

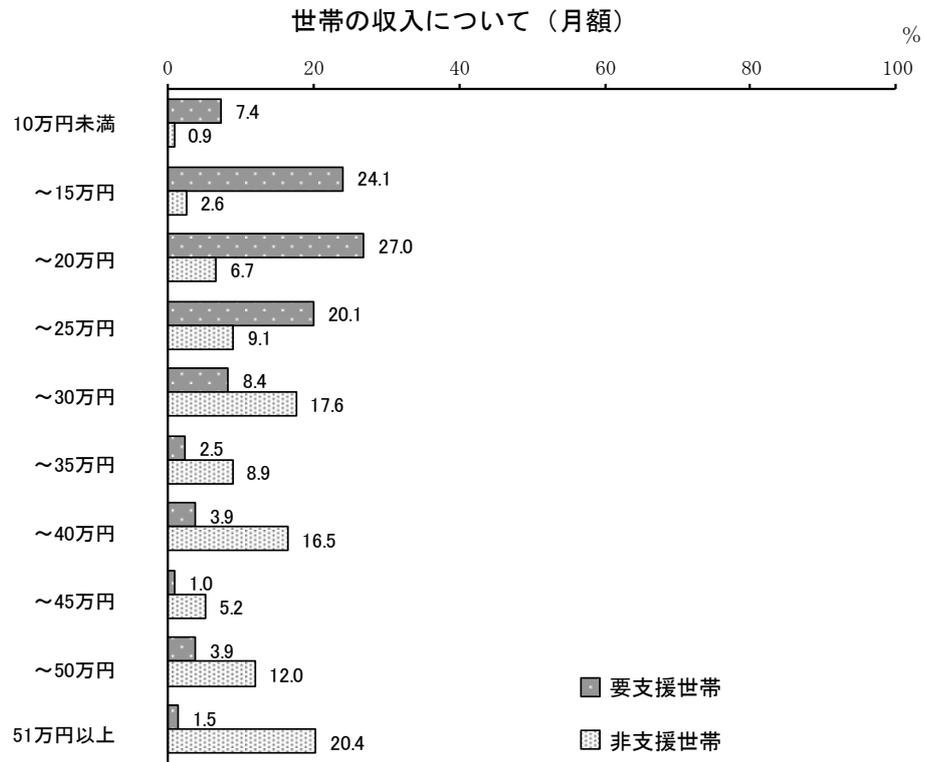
単位：％

| 区分       | 項目                  | 貧困世帯 | 非貧困世帯 | 児童手当受給者 | 児童扶養手当受給者 |
|----------|---------------------|------|-------|---------|-----------|
| 家族構成     | 父親                  | 11.5 | 57.1  | 93.1    | 7.3       |
|          | 母親                  | 90.4 | 91.1  | 94.3    | 86.3      |
|          | 祖父母                 | 33.3 | 23.6  | 23.6    | 30.2      |
|          | 兄弟姉妹                | 63.5 | 49.7  | 61.8    | 45.0      |
|          | 親せき                 | 3.8  | 1.8   | 1.6     | 4.5       |
| 子どもの人数   | 1人                  | 12.1 | 16.0  | 13.8    | 18.3      |
|          | 2人                  | 47.5 | 54.3  | 48.0    | 52.4      |
|          | 3人                  | 30.3 | 26.5  | 32.9    | 23.6      |
|          | 4人                  | 7.1  | 1.2   | 2.6     | 4.7       |
|          | 5人以上                | 3.0  | 1.2   | 2.0     | 1.0       |
| 父親の就労状況  | 正社員・正規職員            | 32.0 | 78.3  | 81.3    | 29.2      |
|          | 嘱託・契約社員・派遣職員        | 8.0  | 3.5   | 3.0     | 6.2       |
|          | パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員 | 8.0  | 1.0   | 0.9     | 4.6       |
|          | 自営業（専従者含む）          | 20.0 | 10.1  | 12.3    | 9.2       |
|          | 無職                  | 8.0  | 1.5   | 1.3     | 3.1       |
| 母親の就労状況  | 正社員・正規職員            | 28.4 | 38.2  | 29.0    | 40.3      |
|          | 嘱託・契約社員・派遣職員        | 19.6 | 12.6  | 9.7     | 15.0      |
|          | パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員 | 36.5 | 23.9  | 28.6    | 25.5      |
|          | 自営業（専従者含む）          | 2.0  | 4.9   | 5.5     | 3.0       |
|          | 無職                  | 9.5  | 15.9  | 23.9    | 9.3       |
| 所得状況     | 100万円未満             | 25.0 | -     | -       | 9.4       |
|          | 100万円～200万円未満       | 41.0 | 5.5   | 0.4     | 19.3      |
|          | 200万円～300万円未満       | 29.5 | 14.7  | 3.7     | 20.5      |
|          | 300万円～400万円未満       | 4.5  | 18.4  | 6.5     | 12.3      |
|          | 400万円～500万円未満       | -    | 13.5  | 11.4    | 3.8       |
|          | 500万円～600万円未満       | -    | 8.9   | 10.6    | 0.9       |
|          | 600万円～700万円未満       | -    | 13.5  | 15.0    | 1.7       |
|          | 700万円～800万円未満       | -    | 9.2   | 11.4    | 0.7       |
|          | 800万円～900万円未満       | -    | 7.1   | 8.5     | 0.5       |
|          | 900万円～1000万円未満      | -    | 4.9   | 6.1     | 0.2       |
| 1000万円以上 | -                   | 4.3  | 5.7   | -       |           |

### 所得状況



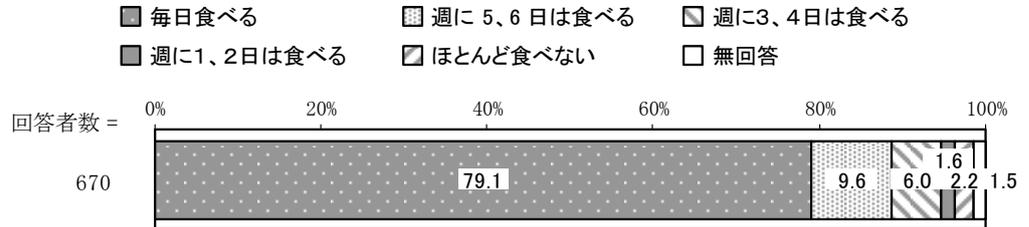
※参考 子どもの生活実態および子育てに関する実態調査結果（福島県 平成28年度）



## ② 子どもについて

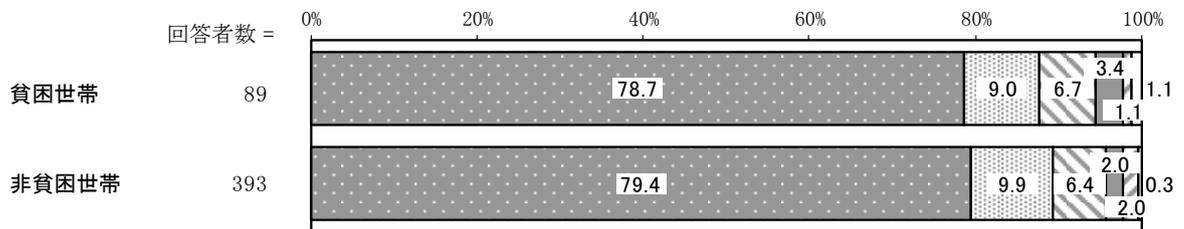
### ア 子どもの一週間の朝食の回数

「毎日食べる」の割合が79.1%と最も高くなっています。



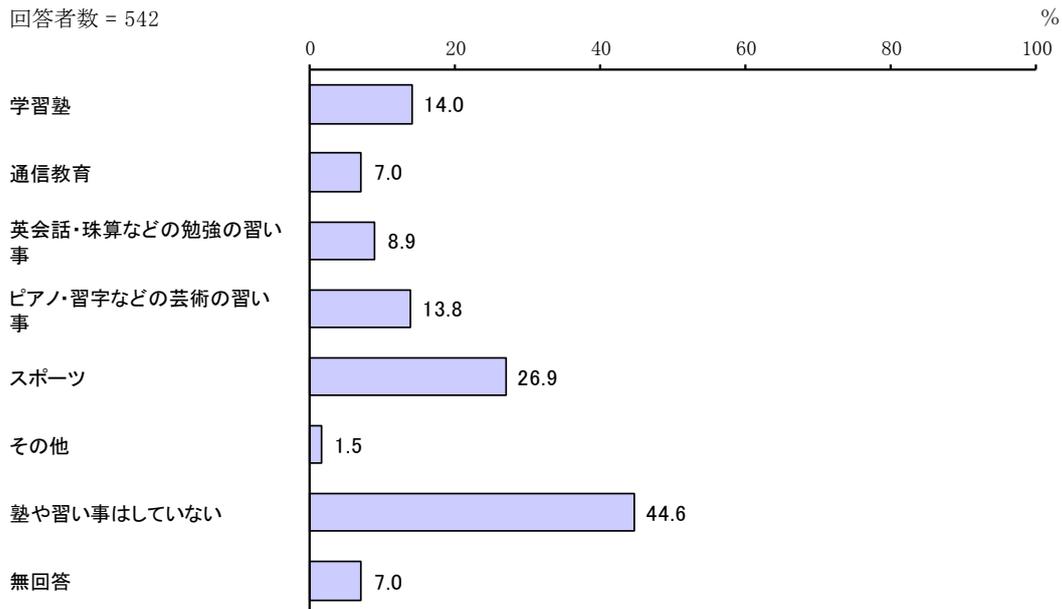
### 【貧困世帯別】

貧困世帯別でみると、大きな差異はみられません。



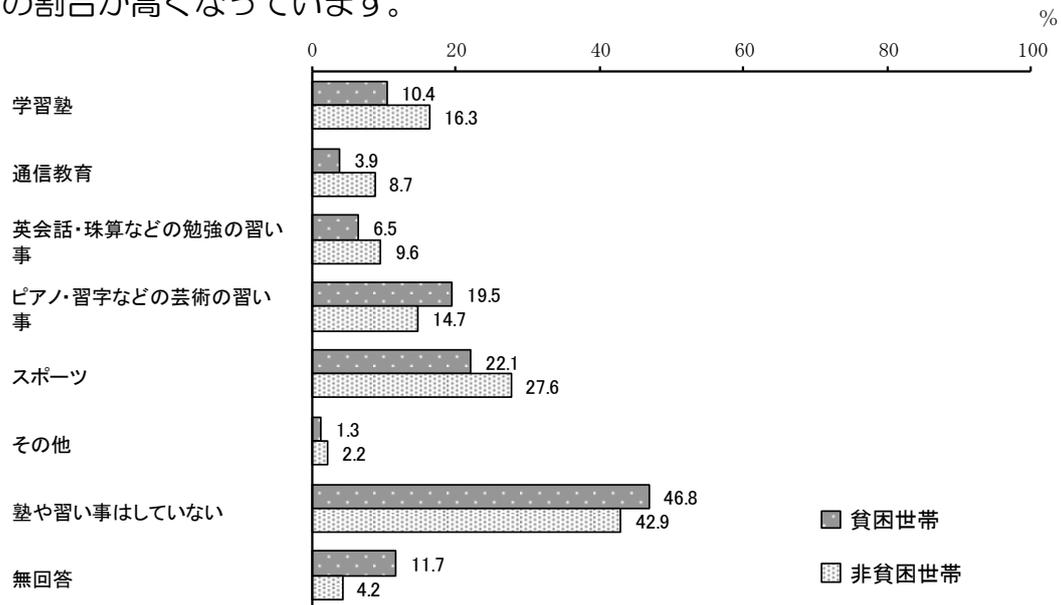
### イ 子どもの習い事の状況

「塾や習い事はしていない」の割合が44.6%と最も高く、次いで「スポーツ」が26.9%、「学習塾」が14.0%となっています。



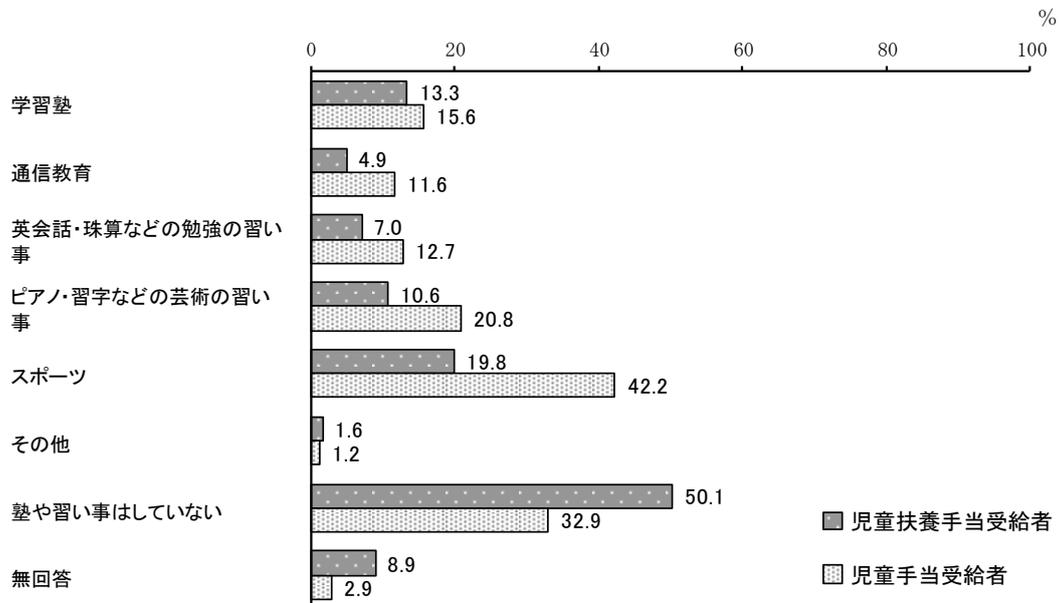
### 【貧困世帯別】

貧困世帯別でみると、貧困世帯に比べ、非貧困世帯は「学習塾」「スポーツ」の割合が高くなっています。



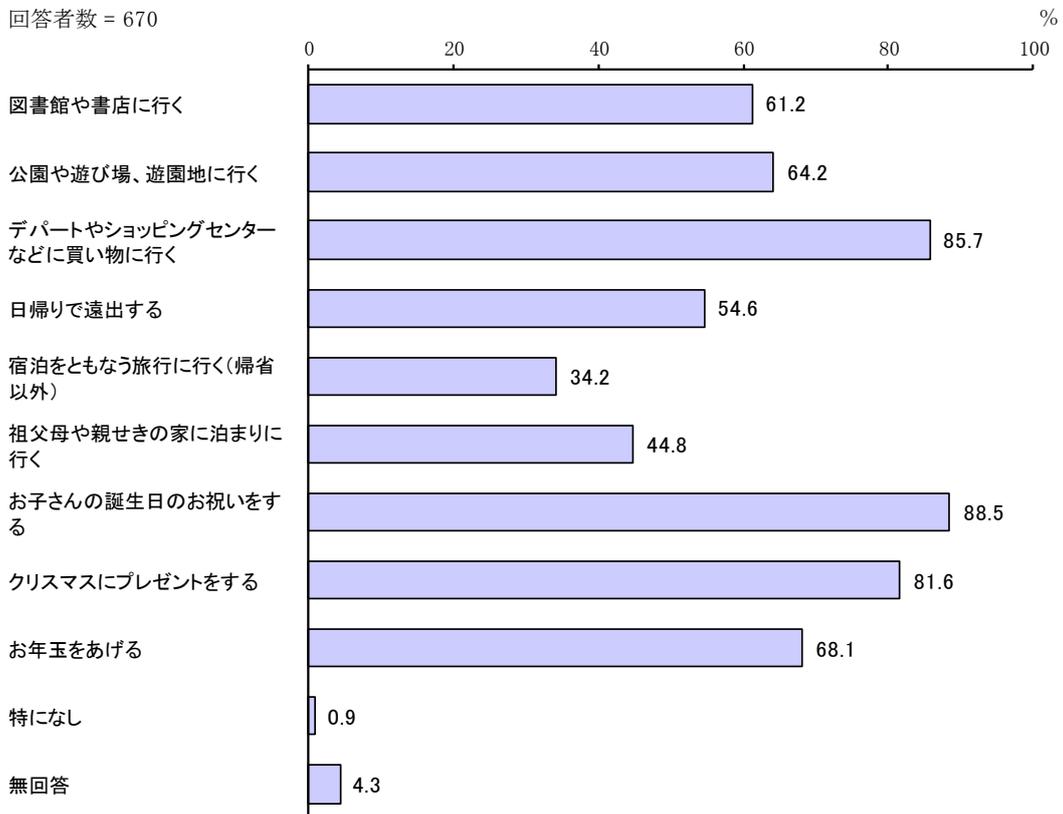
### 【手当の種類別】

手当の種類別でみると、児童手当受給者に比べ、児童扶養手当受給者は「塾や習い事はしていない」の割合が高くなっています。



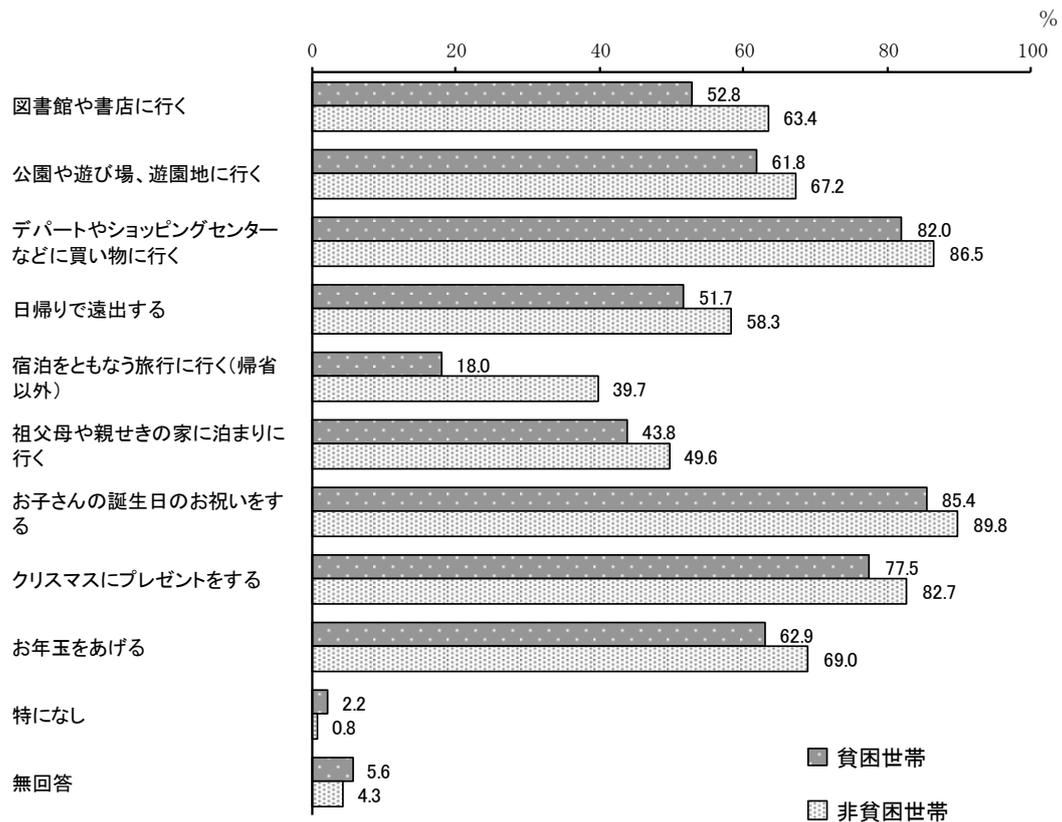
## ウ 子どもに対しての、過去1年間の活動状況

「お子さんの誕生日のお祝いをする」の割合が88.5%と最も高く、次いで「デパートやショッピングセンターなどに買い物に行く」が85.7%、「クリスマスにプレゼントをする」が81.6%となっています。



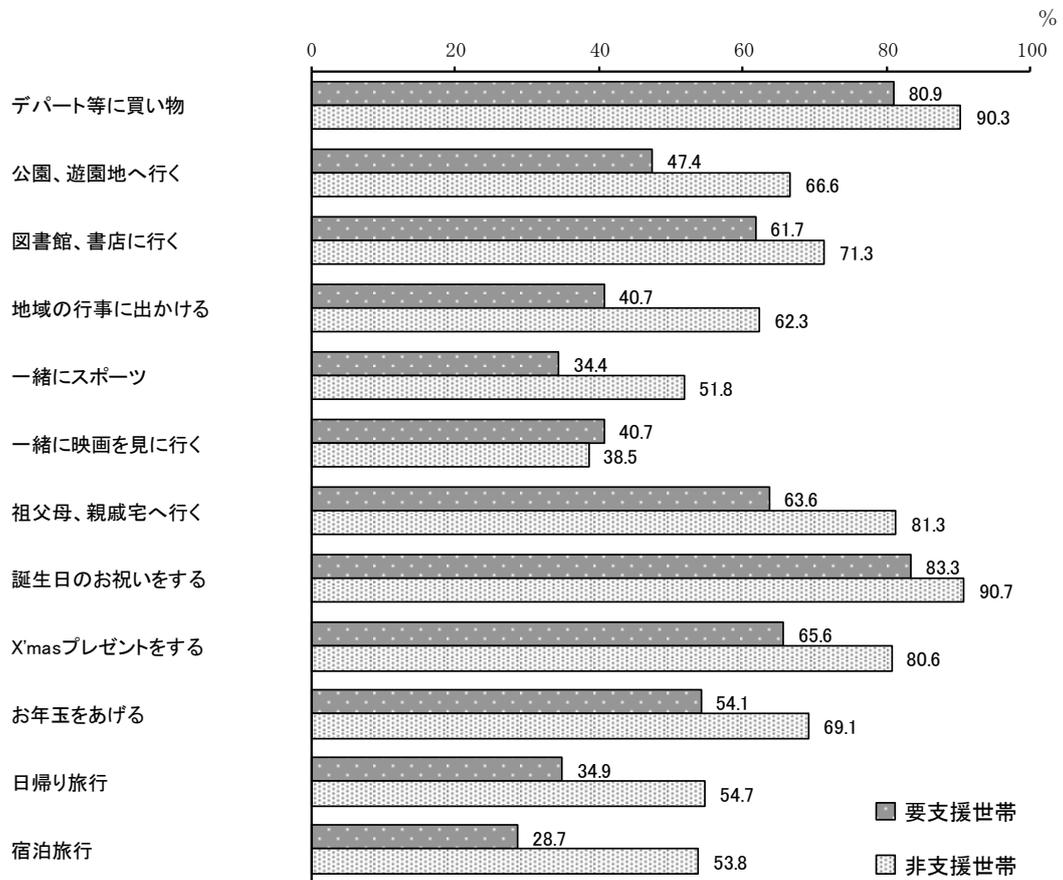
### 【貧困世帯別】

貧困世帯別でみると、貧困世帯に比べ、非貧困世帯では「図書館や書店に行く」「公園や遊び場、遊園地に行く」「日帰りで遠出する」「宿泊をとまなう旅行に行く（帰省以外）」「祖父母や親せきの家に泊まりに行く」「クリスマスにプレゼントをする」「お年玉をあげる」の割合が高くなっています。



※参考 子どもの生活実態および子育てに関する実態調査結果（福島県 平成28年度）

子どもと共にする事柄

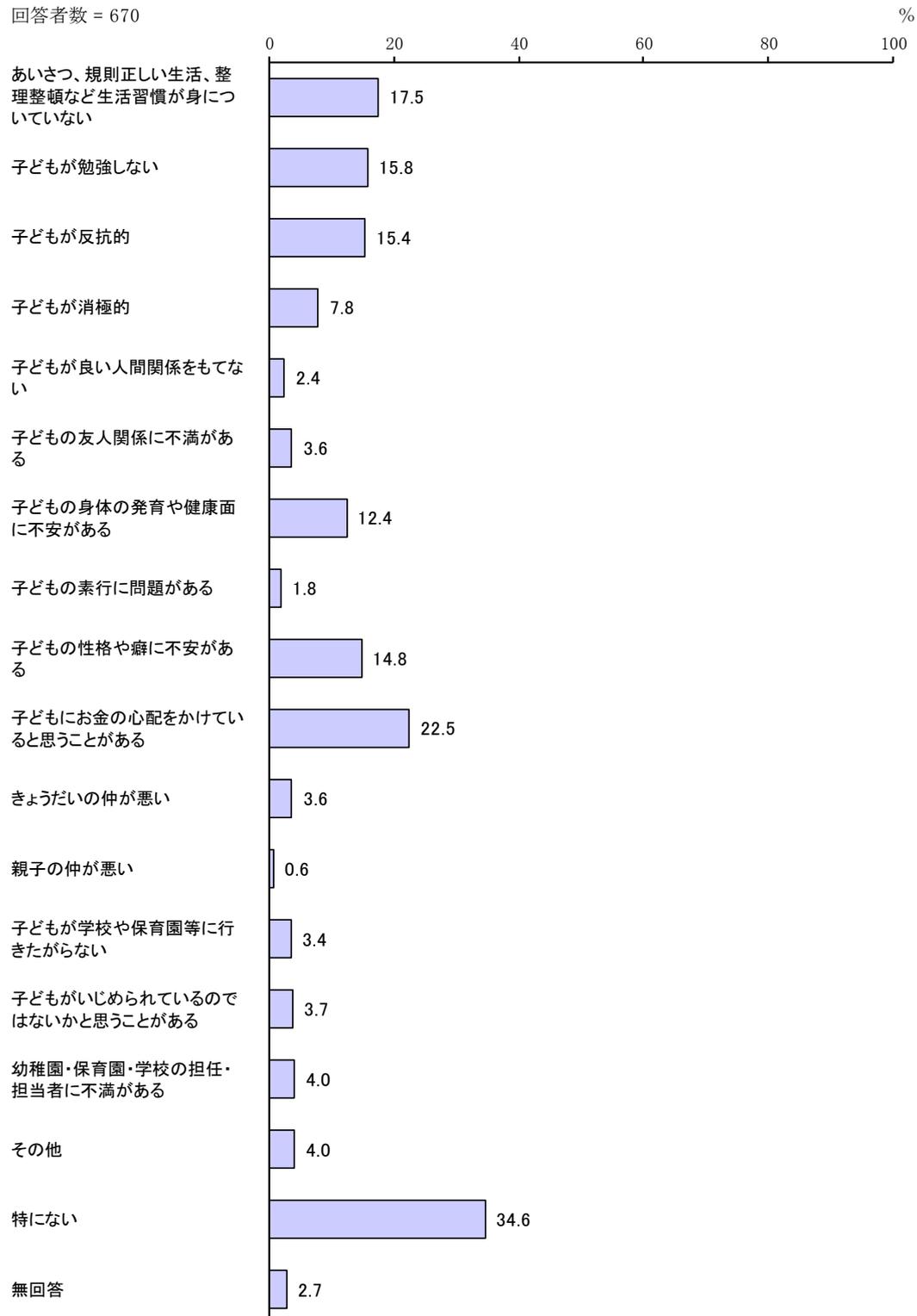


### ③ 日ごろの生活について

#### ア 子どもについて悩んでいること

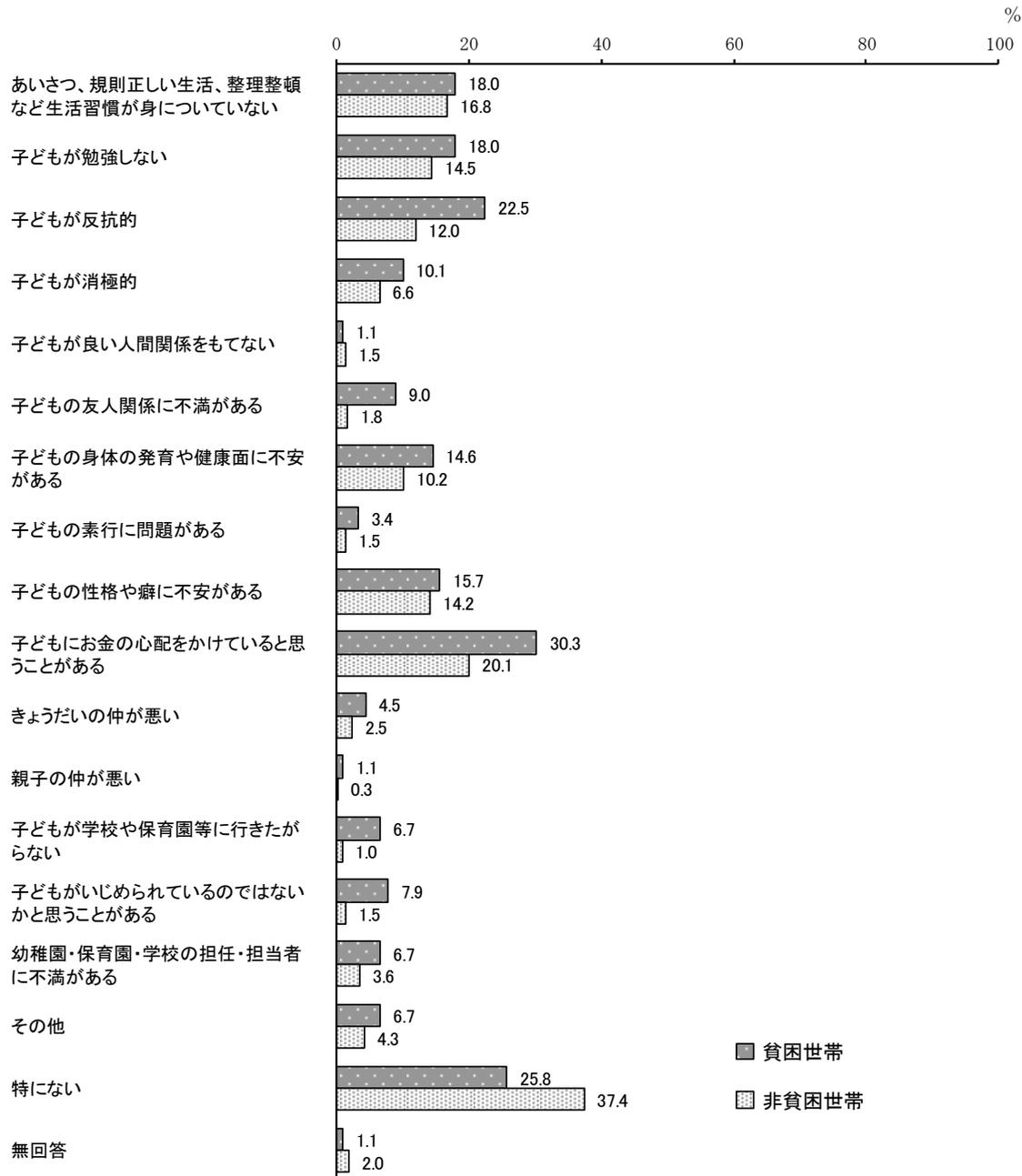
「特にない」の割合が34.6%と最も高く、次いで「子どもにお金の心配をかけていると思うことがある」が22.5%、「あいさつ、規則正しい生活、整理整頓など生活習慣が身につけていない」が17.5%となっています。

回答者数 = 670



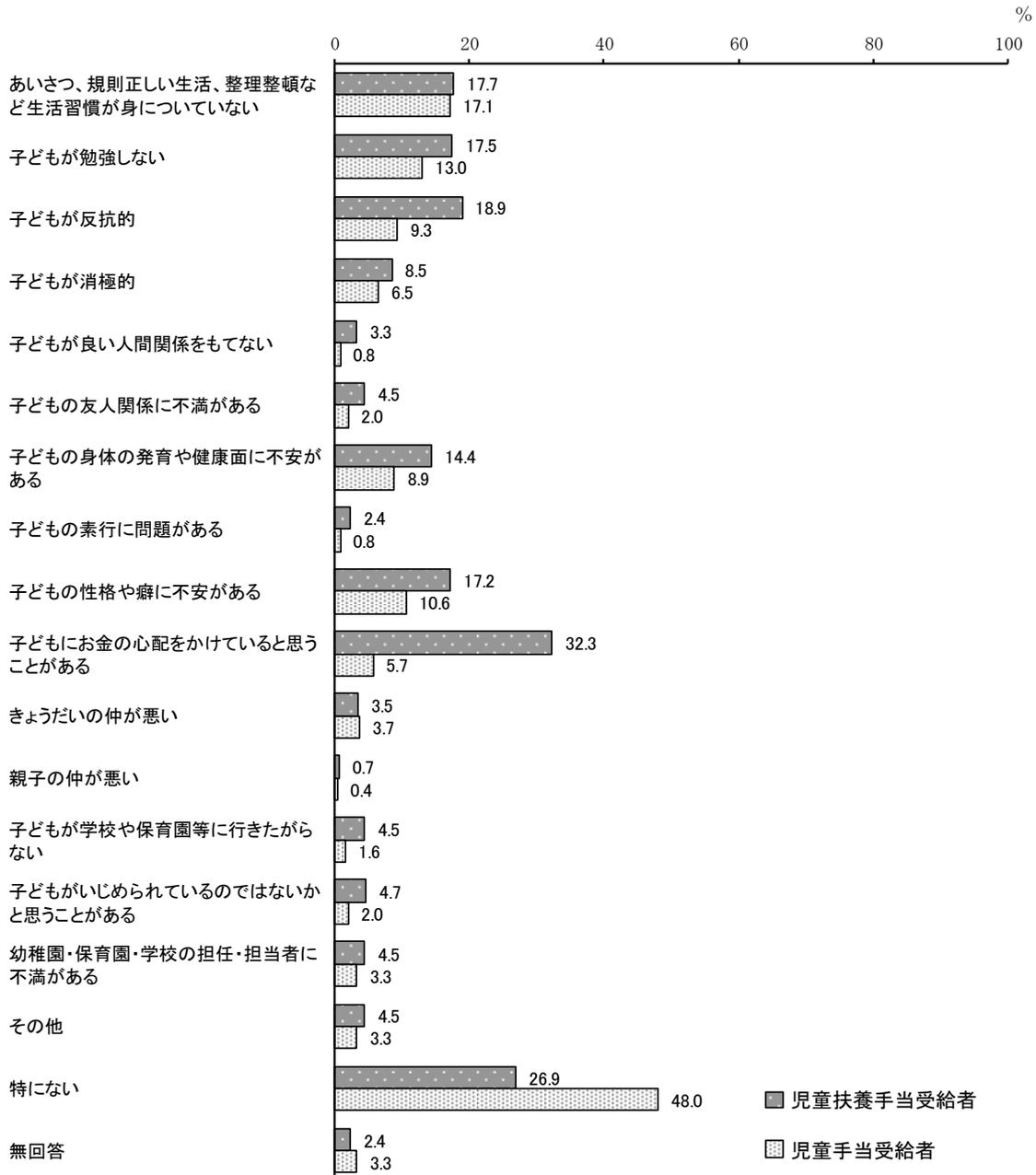
### 【貧困世帯別】

貧困世帯別でみると、非貧困世帯に比べ、貧困世帯では「子どもが反抗的」「子どもの友人関係に不満がある」「子どもにお金の心配をかけていると思うことがある」「子どもが学校や保育園等に行きたがらない」「子どもがいじめられているのではないかと思うことがある」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯では「特にない」の割合が高くなっています。



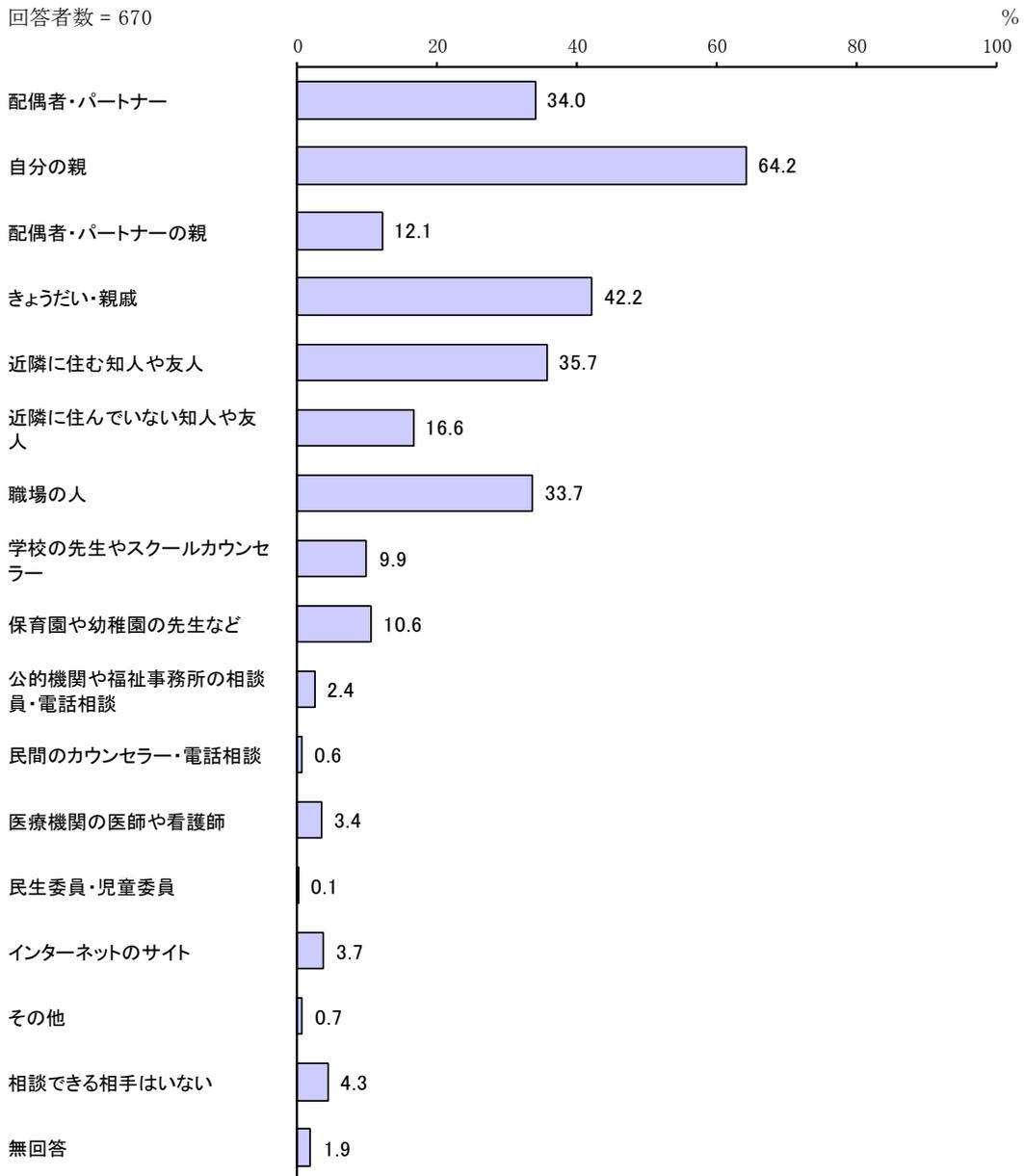
### 【手当の種類別】

手当の種類別にみると、児童手当受給者に比べ、児童扶養手当受給者は「子どもが反抗的」「子どもの身体の発育や健康面に不安がある」「子どもの性格や癖に不安がある」「子どもにお金の心配をかけていると思うことがある」の割合が高くなっています。



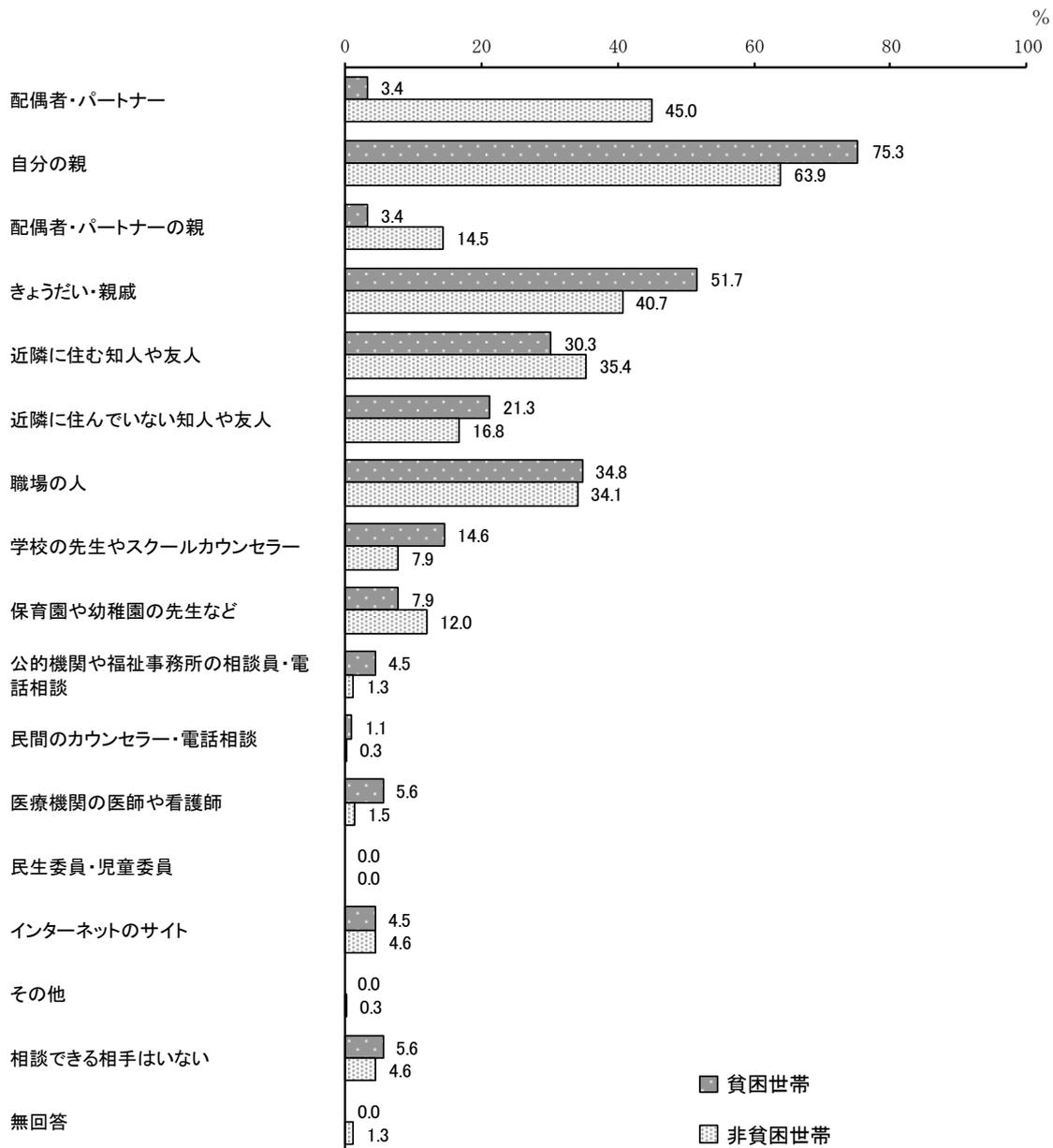
## イ 相談できる相手

「自分の親」の割合が64.2%と最も高く、次いで「きょうだい・親戚」が42.2%、「近隣に住む知人や友人」が35.7%となっています。



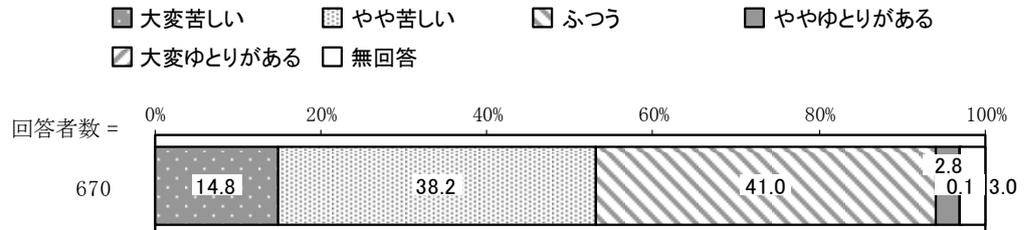
### 【貧困世帯別】

貧困世帯別でみると、非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「自分の親」「きょうだい・親戚」「学校の先生やスクールカウンセラー」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯は「配偶者・パートナー」「配偶者・パートナーの親」「近隣に住む知人や友人」の割合が高くなっています。



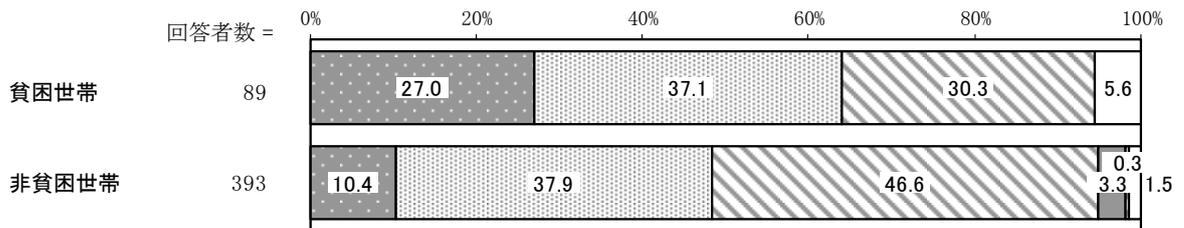
## ウ 現在の暮らしの状況

「大変苦しい」と「やや苦しい」をあわせた“苦しい”の割合が53.0%、「ふつう」が41.0%、「ややゆとりがある」と「大変ゆとりがある」をあわせた“ゆとりがある”が2.9%となっています。



### 【貧困世帯別】

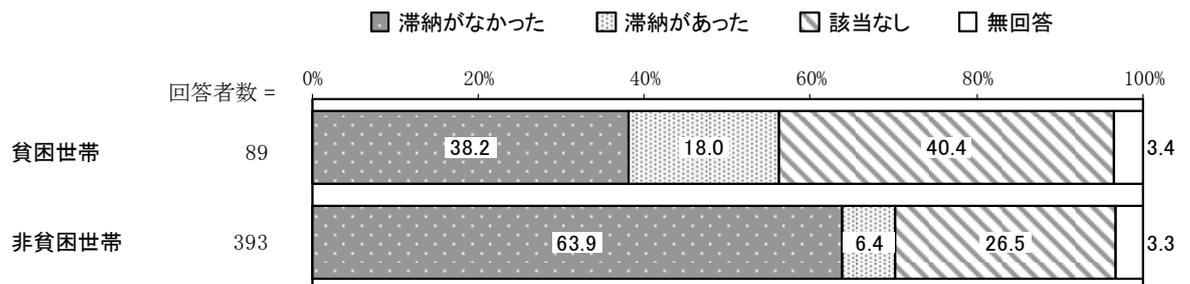
貧困世帯別でみると、非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「大変苦しい」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯は「ふつう」の割合が高くなっています。



## エ 過去1年間、経済的な理由で家賃・各種公共料金等の支払い、その他債務についての滞納の有無（貧困世帯別）

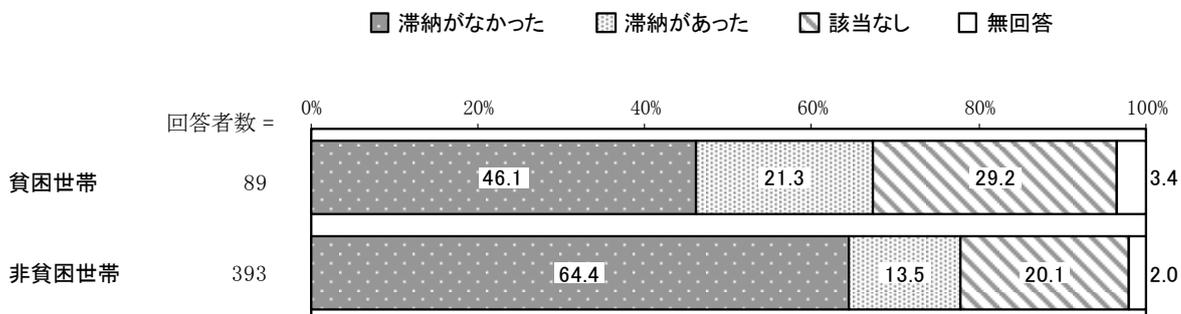
### ○家賃・住宅ローン

非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「滞納があった」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯は「滞納がなかった」の割合が高くなっています。



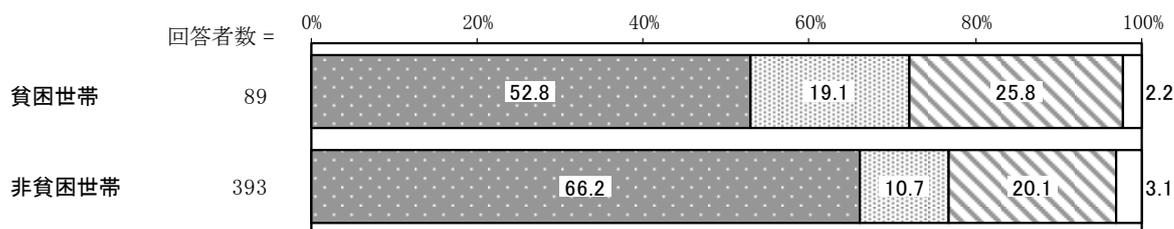
### ○電気・ガス・水道料金

非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「滞納があった」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯は「滞納がなかった」の割合が高くなっています。



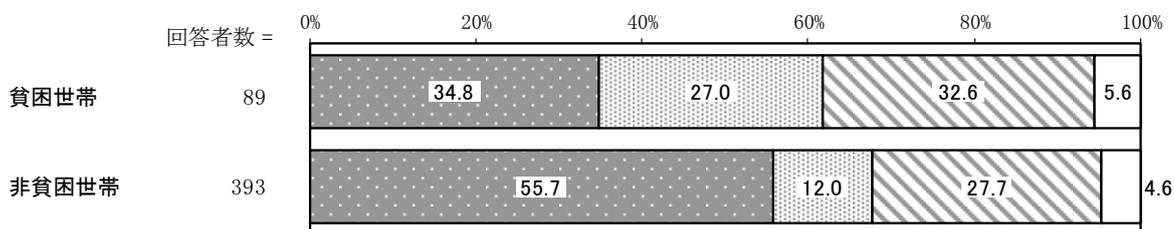
### ○電話料金

非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「滞納があった」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯は「滞納がなかった」の割合が高くなっています。

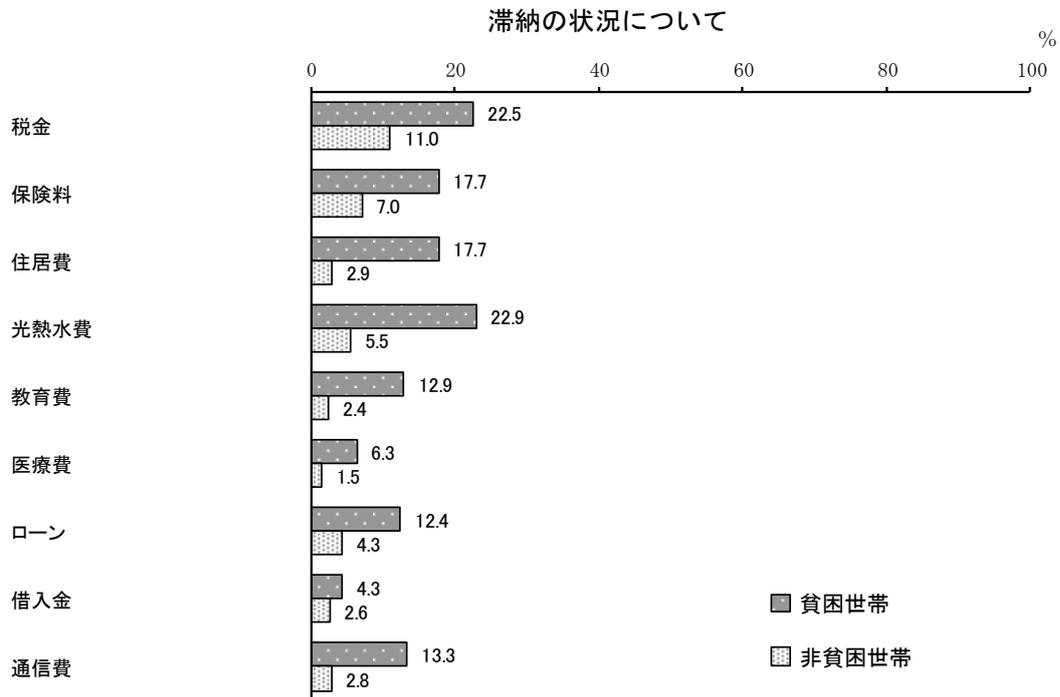


### ○その他債務

非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「滞納があった」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯は「滞納がなかった」の割合が高くなっています。



※参考 子どもの生活実態および子育てに関する実態調査結果（福島県 平成28年度）

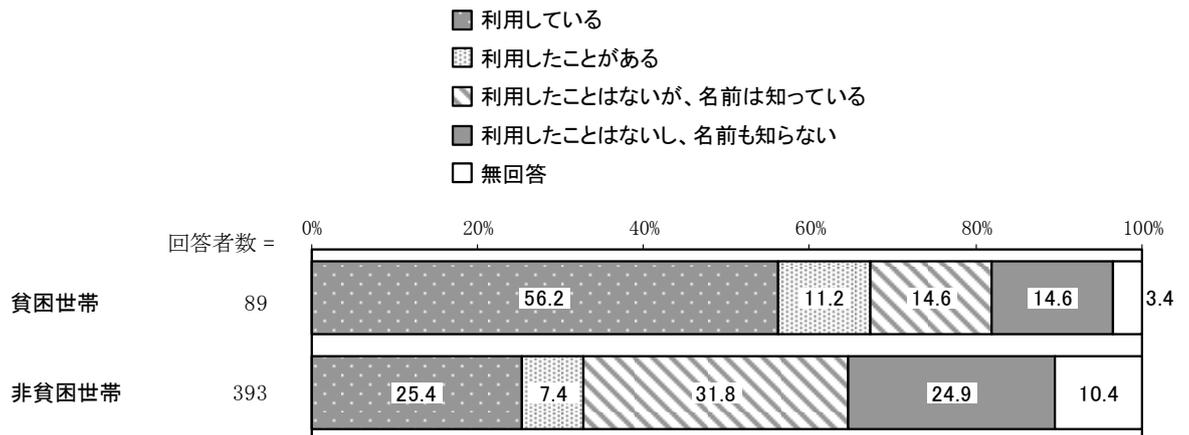


#### ④ 市の取り組みについて

##### ア 現在、市が行っている取り組みの認知及び利用状況（貧困世帯別）

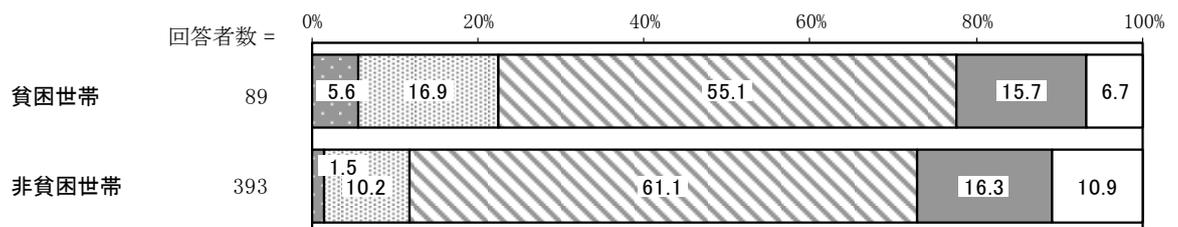
###### ○就学援助

貧困世帯では、「利用している」の割合が56.2.1%と最も高くなっています。非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「利用している」「利用したことがある」の割合が高くなっています。



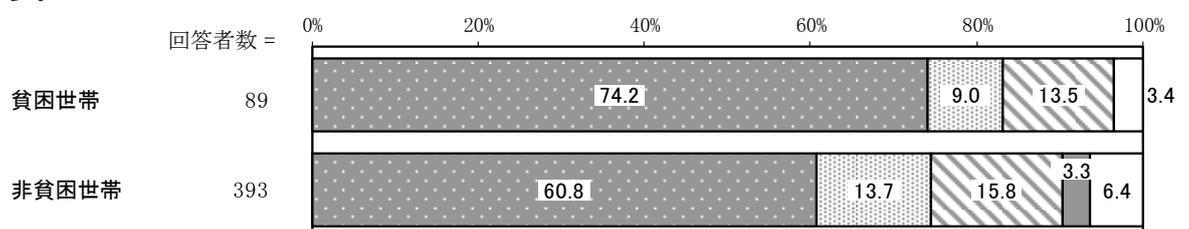
###### ○スクールカウンセラー

非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「利用したことがある」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯は「利用したことはないが、名前は知っている」の割合が高くなっています。



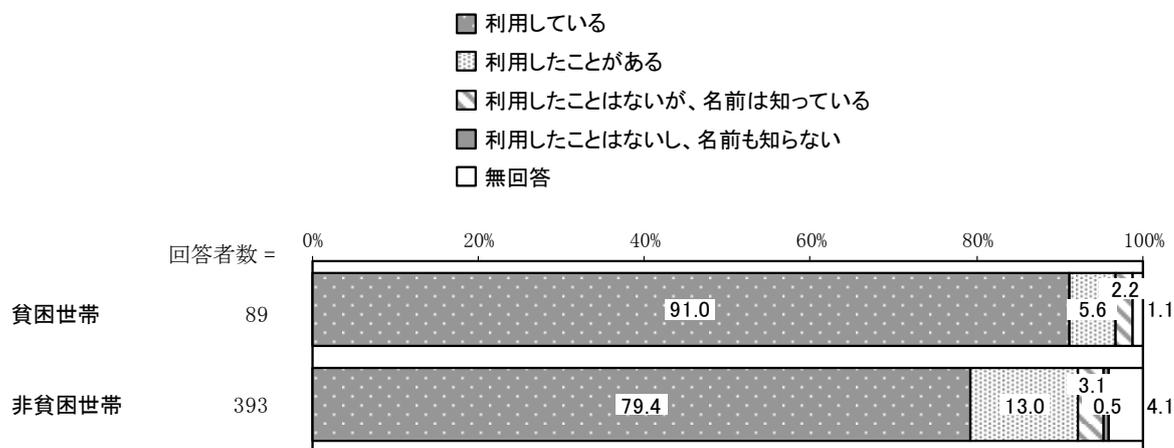
###### ○こども医療費助成制度

非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「利用している」の割合が高くなっています。



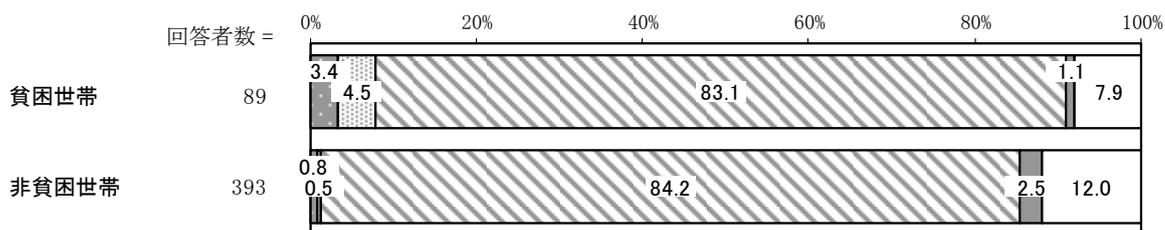
### ○児童手当

非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「利用している」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯は「利用したことがある」の割合が高くなっています。



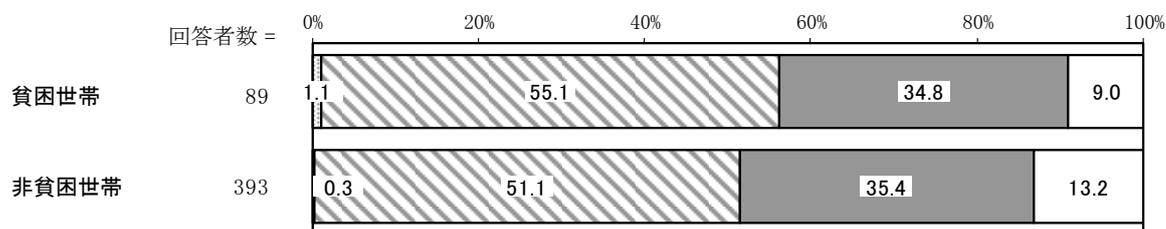
### ○生活保護

貧困世帯別でみると、大きな差異はみられません。



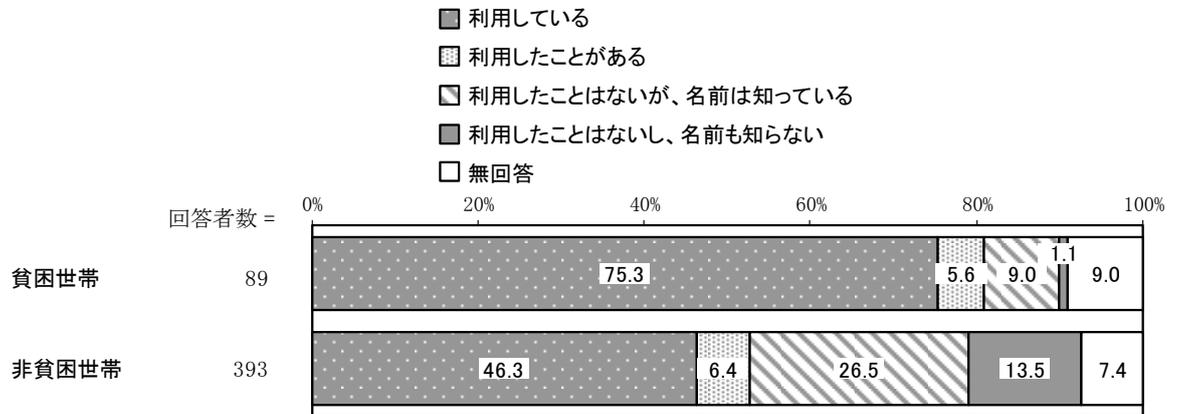
### ○生活困窮者自立支援制度

貧困世帯別でみると、大きな差異はみられません。



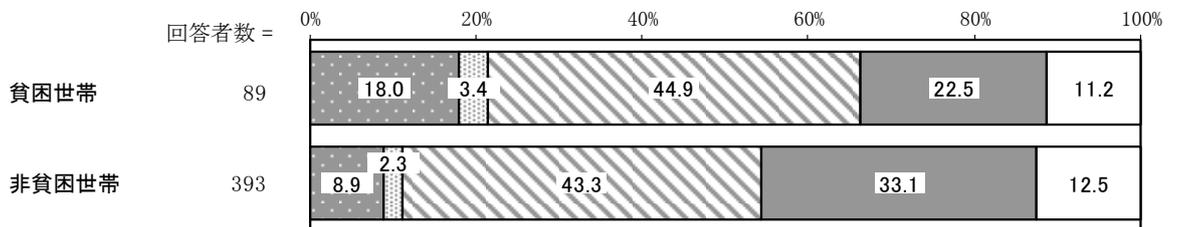
### ○児童扶養手当

非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「利用している」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯は「利用したことはないが、名前は知っている」「利用したことはないし、名前も知らない」の割合が高くなっています。



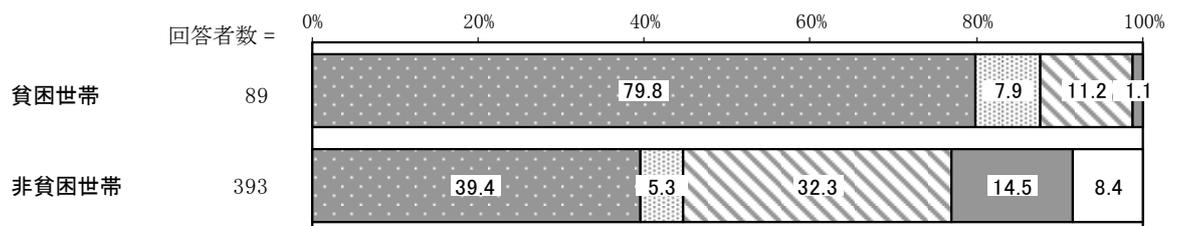
### ○特別児童扶養手当

非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「利用している」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯は「利用したことはないし、名前も知らない」の割合が高くなっています。



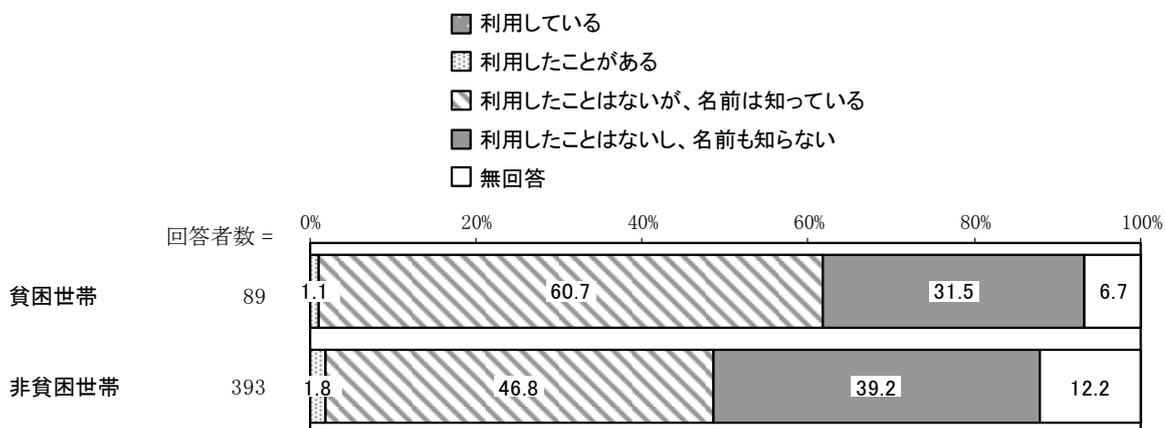
### ○ひとり親家庭医療費助成制度

非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「利用している」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯は「利用したことはないが、名前は知っている」「利用したことはないし、名前も知らない」の割合が高くなっています。



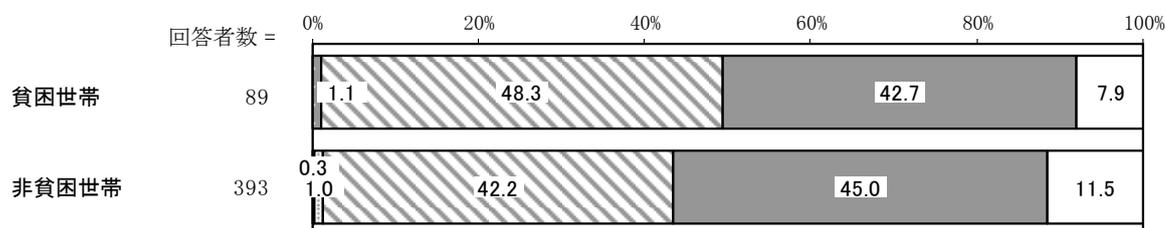
### ○自立支援教育訓練給付金

非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「利用したことはないが、名前は知っている」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯は「利用したことはないし、名前も知らない」の割合が高くなっています。



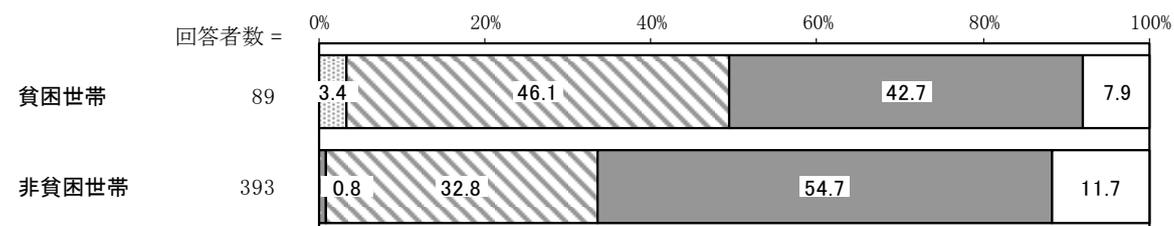
### ○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「利用したことはないが、名前は知っている」の割合が高くなっています。



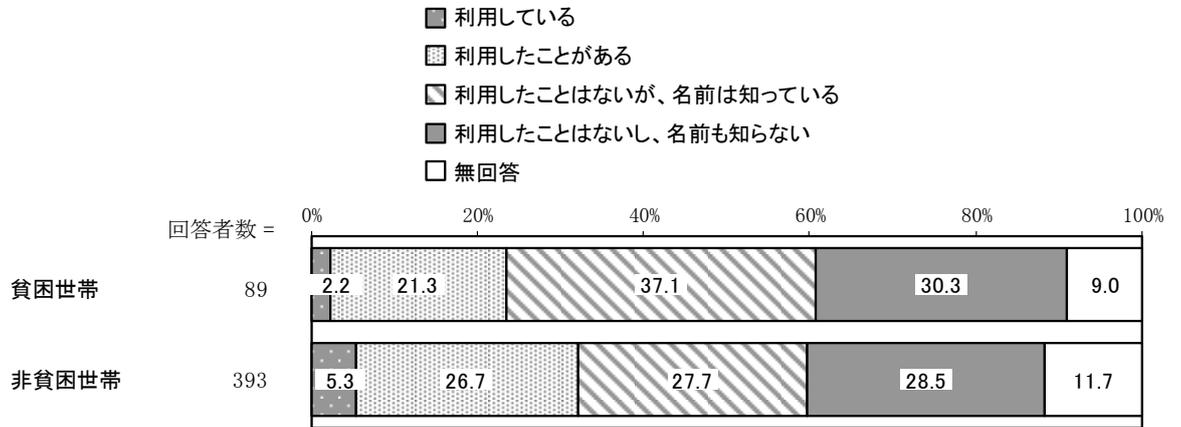
### ○母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「利用したことはないが、名前は知っている」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯は「利用したことはないし、名前も知らない」の割合が高くなっています。



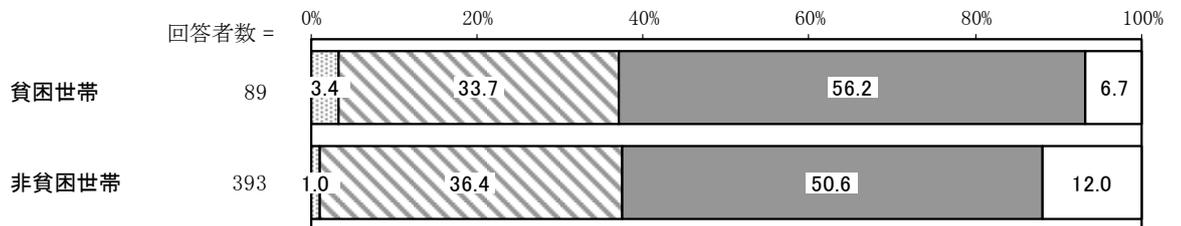
○妊産婦医療費助成制度

非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「利用したことはないが、名前は知っている」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯は「利用したことがある」の割合が高くなっています。



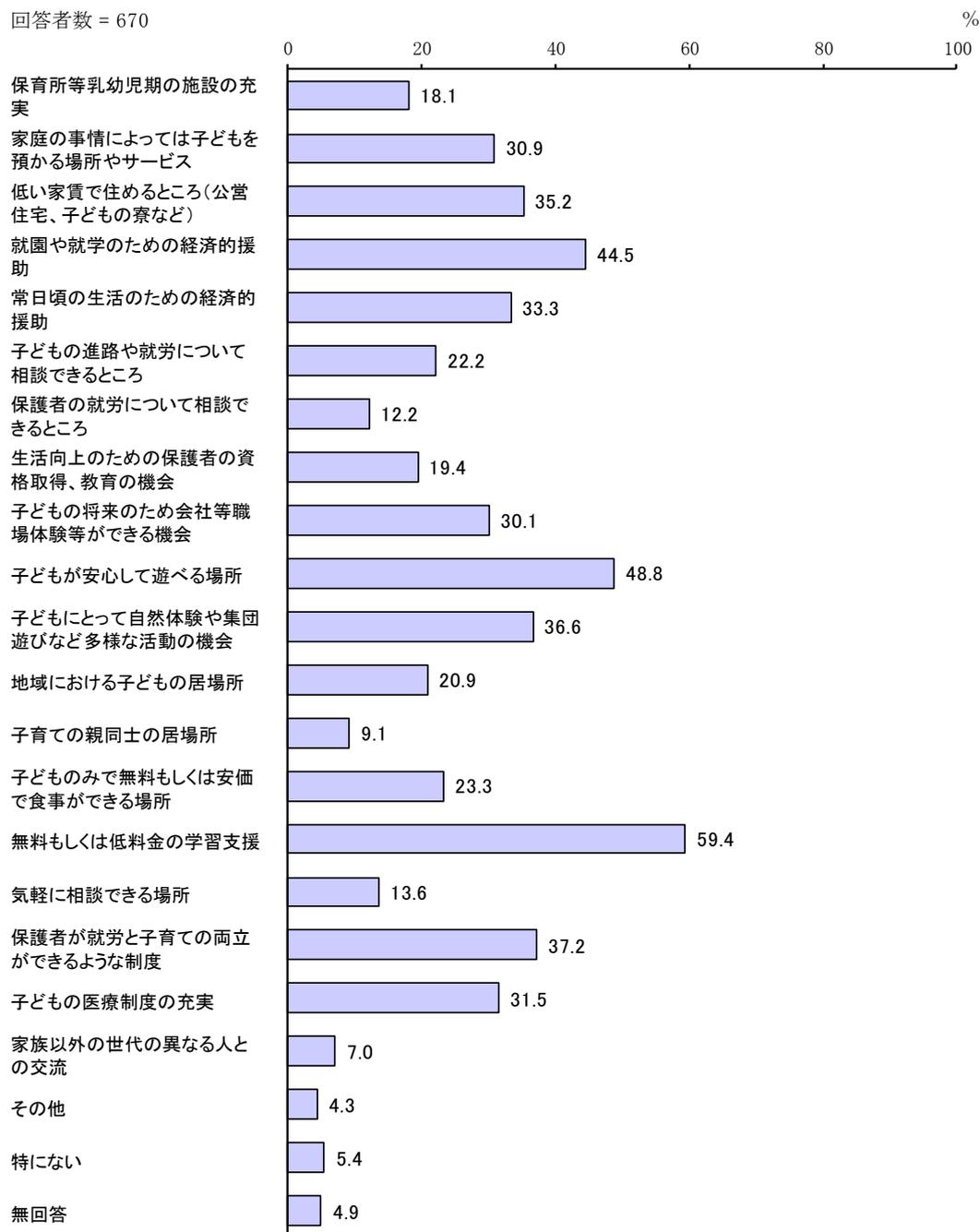
○ショートステイ

非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「利用したことはないし、名前も知らない」の割合が高くなっています。



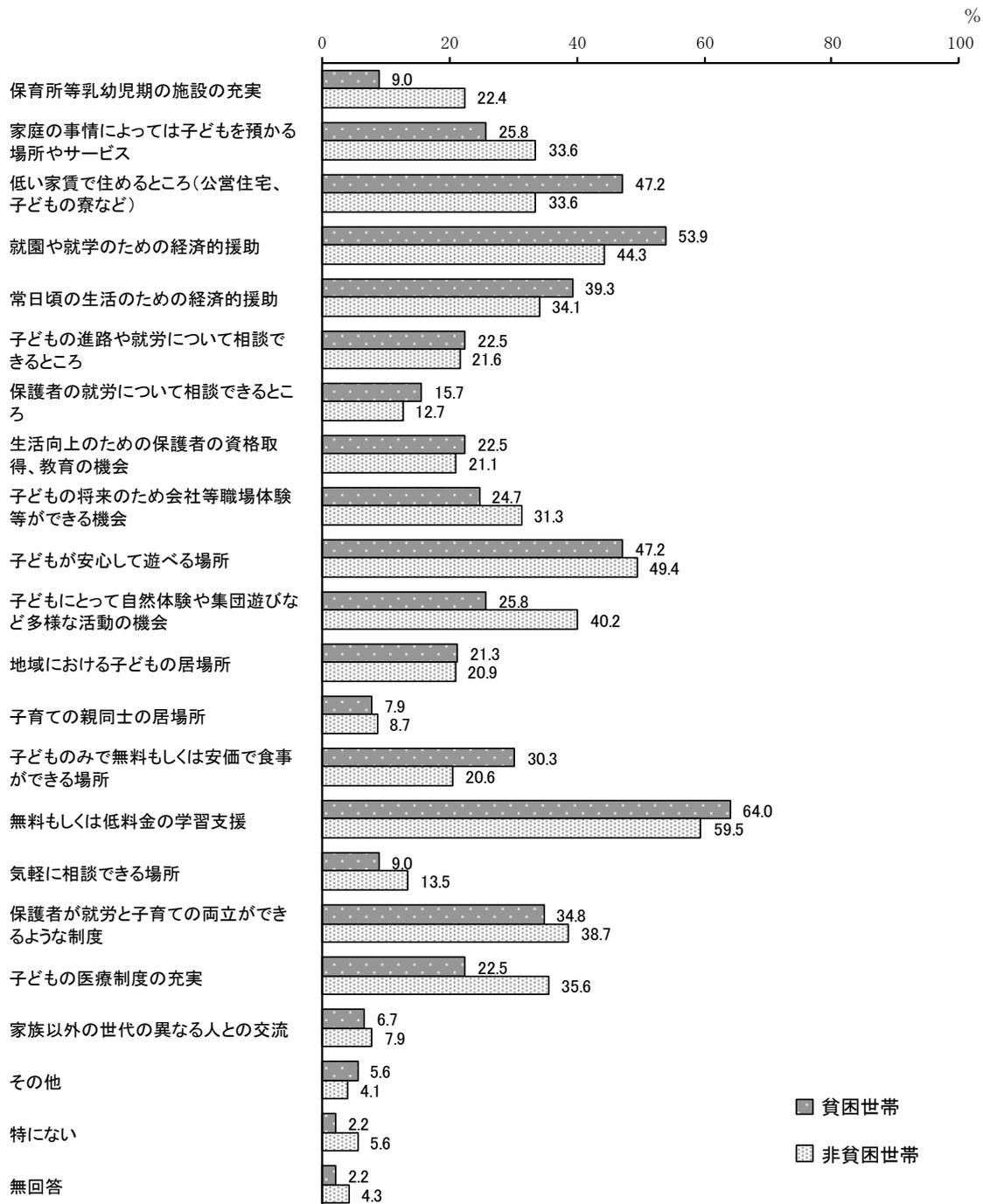
## イ 子どもにとって、現在、または将来的に、あればよいと思う支援

「無料もしくは低料金の学習支援」の割合が59.4%と最も高く、次いで「子どもが安心して遊べる場所」が48.8%、「就園や就学のための経済的援助」が44.5%となっています。



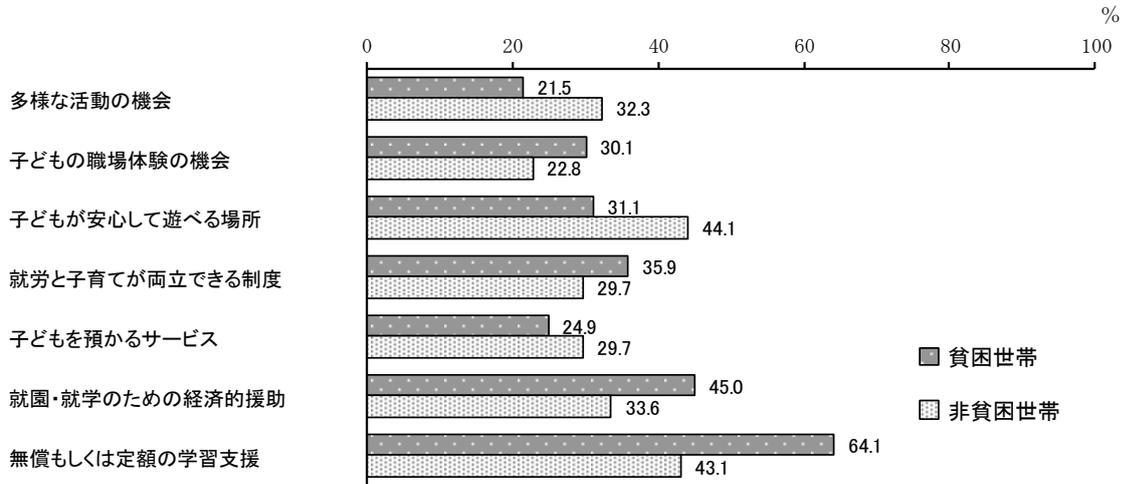
## 【貧困世帯別】

貧困世帯別でみると、非貧困世帯に比べ、貧困世帯は「低い家賃で住めるところ（公営住宅、子どもの寮など）」「就園や就学のための経済的援助」「常日頃の生活のための経済的援助」「子どものみで無料もしくは安価で食事ができる場所」の割合が高くなっています。一方、非貧困世帯は「保育所等乳幼児期の施設の充実」「家庭の事情によっては子どもを預かる場所やサービス」「子どもの将来のため会社等職場体験等ができる機会」「子どもにとって自然体験や集団遊びなど多様な活動の機会」「子どもの医療制度の充実」の割合が高くなっています。

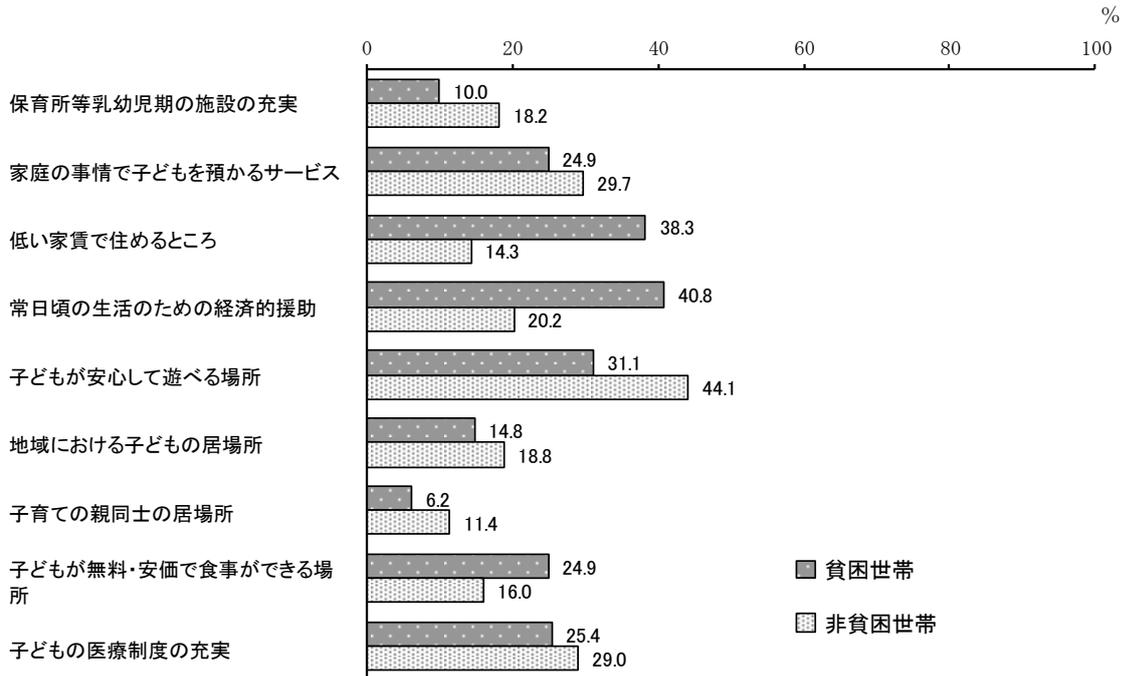


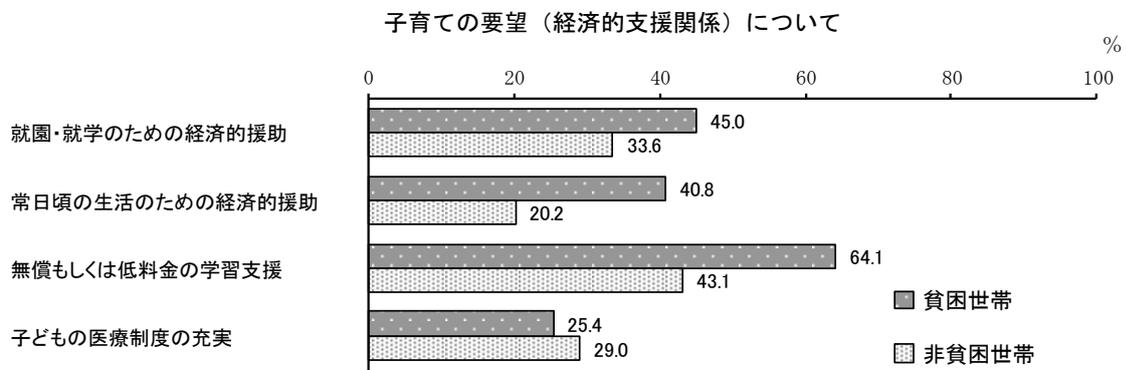
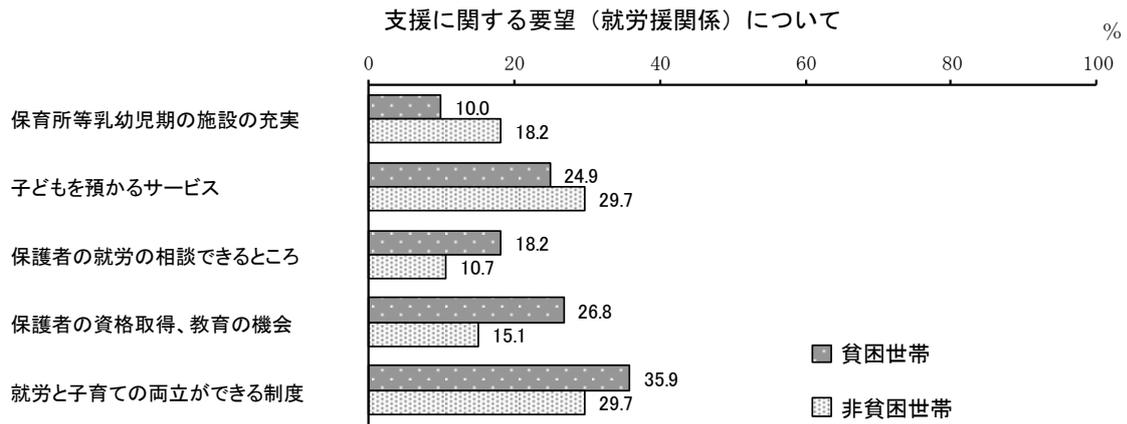
※参考 子どもの生活実態および子育てに関する実態調査結果（福島県 平成28年度）

支援に関する要望（教育支援関係）について



支援に関する要望（生活支援関係）について





## (2) アンケート調査等からみられる課題

### ① 教育に関する課題

アンケート調査によると、貧困世帯では学校以外の学びの場となる学習塾やスポーツなどの習い事に通う割合が低いことや、子どもが学校や保育園に行きたがらない傾向があるなど、教育に係る環境が整っていない傾向があります。

また、市に望む支援として「無料もしくは低料金の学習支援」を希望する人が多く、また、県の調査結果と比べて「就園や就学のための経済的援助」の割合も高く、経済状況にかかわらず学習環境が確保されることが望まれています。

様々な環境に置かれている子どもたちが、経済的な理由から、希望する進学の道が閉ざされたり、十分な学習習慣や基礎的な学力を身につけることができないことが無いよう、公平な機会のもと教育を受けられることができる環境を整備する必要があります。

子どもたちが基礎的な学力を身に付けることができるよう、また、家庭や保護者の状況にかかわらず、子ども自身が望む教育を受けられる機会が保障されるよう、教育・学習環境の整備を行うことが必要です。

### ② 生活に関する課題

アンケート調査から生活の状況を見ると、貧困世帯では子どもに対してレジャーに連れて行くことやプレゼントなどをあげることができなかつたことがある人が多いことなど、余暇活動に差がある傾向が見られます。経済的な困窮から、生活に精神的な余裕がないために、子どもと保護者がともに過ごす時間が短くなるなど、コミュニケーションが不足することが懸念されます。こうしたことから、子どもが保護者から基本的な生活規範を学ぶことができないほか、生活リズムに乱れが生じる恐れがあります。

また、貧困世帯において、子育ての不安や悩みについて相談する相手がいない人も一定数見られ、周囲から孤立していることが懸念されます。

悩みや不安を一人で抱えないよう、相談窓口の周知を行うとともに、子ども自身も不安を抱えている場合があるため、子どもの孤立感、支援のタイミングなど、ケースにあわせてきめ細かい対応ができるよう、相談員の相談スキルの向上が求められます。

### ③ 就労に関する課題

子育ての悩みについて、貧困世帯では「仕事と子育ての両立が困難な状況がある」「仕事をしたいと思っているができない状況にある」など、就労に関する悩みを抱えている保護者が多い傾向が見られます。また、貧困世帯では、父親がいない中、母親も非正規雇用で働いている割合が高い傾向があり、フルタイムでの就労が困難であることや、そのために世帯収入が少なくなってしまうことが懸念されます。

こうしたことから、個々の世帯の状況に応じた仕事の斡旋や保護者が希望する仕事につけるような学びの機会の提供のほか、ライフステージの変化を迎えた際も、柔軟な働き方を選択することができ、キャリアをあきらめることなく安定して仕事が続けられるよう、利用できる制度の周知や事業の利活用を促す必要があります。

また、子育てと就労を両立できるよう、保護者が安心して働ける保育環境を整備することも必要となります。

### ④ 経済状況に関する課題

公共料金の支払い状況について、貧困世帯では、いずれの項目でも滞納があった割合が高く、また、県に比べて、ローンや通信費を滞納した割合が高くなっています。経済的に困っている世帯があることがうかがえる中、生活困窮者自立支援制度やひとり親家庭高等職業訓練促進給付金などの支援制度の認知度が低いなど、支援のための取り組みが十分知られていない現状があります。

生活の基礎を支えるための生活保護や各種手当などによる直接的な経済的支援と合わせ、住宅確保や養育費確保、教育費等の子育てにかかる負担を軽減する間接的な経済的支援などに継続して取り組んでいくとともに、必要な支援が適切に受けられるよう制度の周知や情報提供の充実が必要です。

また、特に低所得や不安定な就労形態など厳しい経済状況にあるひとり親家庭に対しては子育てをしながら経済的に自立を促進できるようなサービス、支援が必要です。



# 第 3 章

## 計画の基本的な考え方



## 1 基本理念

少子高齢化や核家族化の進行、働き方の多様化など、子どもと家庭を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。このような中であっても、全ての子どもたちが将来に向かって、前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を目指すことが重要になっています。

そのためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援に包括的かつ早期にあたる必要があります。

本計画は、将来を担うすべての子どもが健やかに成長できるよう、子育てに対し様々な不安を抱える家庭の実情に即した支援により、地域が一体となって社会の希望、未来をつくる力である子どもを育む社会の実現に向けて、「白河市子ども・子育て計画」における基本理念「みんなで育てよう、次代を担う白河っ子」を共通の理念とし、これまで取り組んできた様々な支援を総合的かつ横断的に推進します。

また、アンケートの調査結果を踏まえ、本市の実情に応じたきめ細やかな施策・支援を講じるとともに、支援を必要としている子育て世帯に支援が届くよう体制づくりに取り組んでいきます。

## 基本理念

「みんなで育てよう、次代を担う白河っ子」

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の4つを基本目標と定め、施策を展開していきます。

### (1) 教育の支援

全ての子どもたちが自分の希望に沿った中で社会の一員になり豊かな人生を実現するためには、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにすることが重要です。

学ぶ意欲と能力のある子どもが将来の夢をかなえられるよう、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、学習にかかる経済的負担の軽減や学習支援に取り組みます。

また、子どもの健全な成長が、家庭の状況に左右されることのないよう、総合的に対策を推進します。

### (2) 生活の支援

子どもを取り巻く家庭環境が多様になる中、経済的に厳しい状況にある子どもやその家庭が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることが懸念されます。

子どもが健やかに成長できるよう、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮し、健康面での支援のみならず、経済的な困窮など複合的な困難を抱える家庭に対しては、関係機関の連携による包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な機関へつなぐ取組を進めます。

### (3) 就労の支援

子どもとその家庭が安定した生活を送るためには、保護者が一定の収入を得ることが必要となりますが、社会情勢の変化や保護者が置かれている環境、抱えている課題などのために十分な収入が得られないことも少なくありません。

それぞれの家庭の状況に応じて就労の支援を行い、自立に向けた働き方を考えられるよう支援します。

また、子どもの成長には家族がゆとりを持って接する時間が重要であることから、家族が十分にコミュニケーションを図ることができる、子育てのしやすい労働環境の整備に努めます。

### (4) 経済的支援

経済的に厳しい状況にある子どもやその家庭にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は重要なものです。

子育て世帯やひとり親世帯、障がいのある児童を養育している家庭や生活に困難を抱える世帯に対して、様々な支援を組み合わせ、効果的な支援に取り組みます。

また、家庭の経済的困窮については、積極的な情報収集や関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握し、支援につなげていきます。

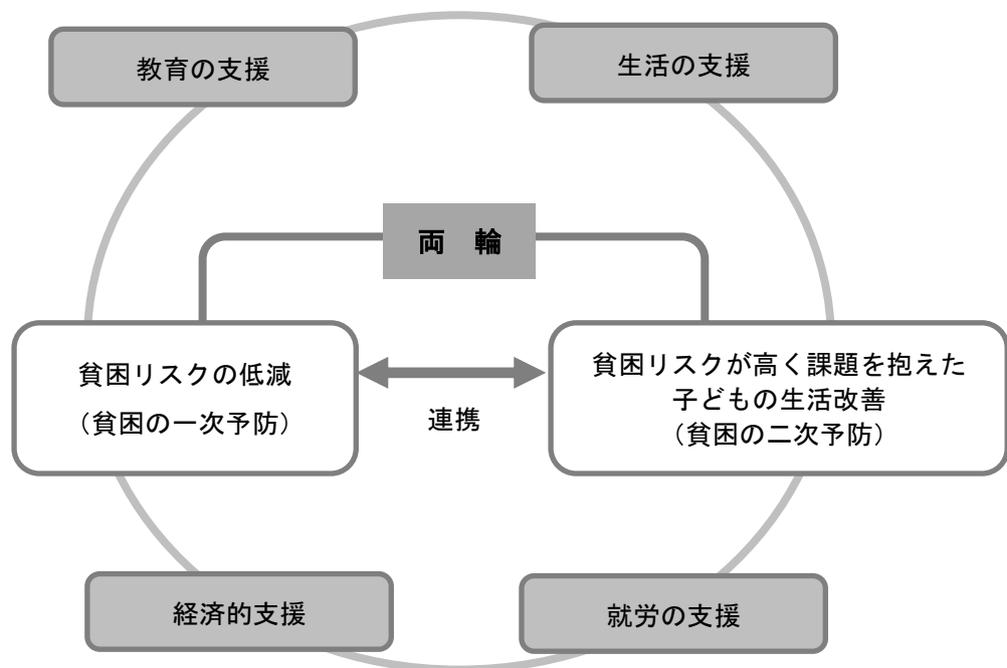


子どもの貧困問題は、子どもが経済的に困窮している世帯に属している現在の側面だけでなく、将来の側面からみつめる必要があります。

貧困を背景に、子どもの成長過程において親の子どもへの関与が不足することで、子どもの基本的な生活習慣や学力を十分に身につけられずに、社会性の不足や低学歴により、チャレンジする機会も不足し、不安定な就労、低収入な状況となり、貧困状態を繰り返す、貧困の世代間連鎖が社会的な問題となっています。

そのため、経済的に困窮している世帯に属している、所得水準、仕事、健康、住まいなどの全体的な貧困リスクの低減を図ること（貧困の一次予防）と、貧困リスクが高く重複した課題を抱える子ども・家庭の生活改善を図ること（貧困の二次予防）を、相互に連携させながら貧困対策の両輪として子どもの育ちを支援していきます。

この4つの基本目標は相互に関連しあっており、「教育」「生活」「就労」「経済」の4つの支援により、子どもの貧困のリスク、貧困に陥る原因を一つひとつ軽減、取り除くための取り組みと、貧困の連鎖を断ち切るための継続的、横断的な取り組みを進めていきます。



# 第 4 章

## 施策の展開



# 第 4 章

## 施策の展開

### 基本目標 1 教育の支援

#### (1) 幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上

経済的に困難を抱える家庭の教育費の負担を軽減するため、就学援助や生活保護などにより、経済的に支援します。

| 項目            | 内容   | 担当課等                       |
|---------------|--|----------------------------|
| 通常保育事業        | 保育指針に基づく適切な保育を提供し、子どもが成長できる環境づくりに努めるなど、一層の保育内容の充実を図っています。                          | こども育成課<br>民間事業者等           |
| 障がい児保育事業      | 障がい児保育指導員が巡回し、障がい児保育に関する調査や指導を行うほか、保護者に対する相談、助言を実施しています。                           | こども育成課<br>民間事業者等           |
| 保育の質の向上       | 職員が適切に子どもの成長を支援できる研修等を開催し、保育の質の向上を推進していきます。  | こども育成課<br>こども支援課<br>民間事業者等 |
| 保育料の無償化       | 3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの利用料を無償化しています。           | こども育成課                     |
| 3年保育の実施・充実    | 公立幼稚園8園、私立幼稚園5園すべてにおいて3年保育を実施しており、今後も幼児期の発達段階に応じた教育内容・方法などの充実に努めます。                | こども育成課                     |
| 障がい児教育の充実     | 市内の幼稚園において心身の発達に不安のある子どもの教育相談や教育の充実に努めます。  | 学校教育課<br>こども育成課            |
| 幼稚園預かり保育料の無償化 | 幼稚園預かり保育の利用者で保育の必要性がある方について利用料を無償化しています。(最大月額 11,300 円まで)                          | こども育成課                     |
| 児童クラブ利用料の減額   | 児童クラブの利用者で同一世帯の小学生の年長者から数えて二人目は半額、3人目以降は無料としています。<br>また、ひとり親世帯は半額、生活保護世帯は無料としています。 | こども育成課                     |
| 副食費の免除        | 3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもで、年収 360 万円未満相当世帯及び第3子以降は免除しています。                   | こども育成課                     |

## (2) 子どもたちへの学習支援

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進します。

| 項目            | 内容  | 担当課等  |
|---------------|---|-------|
| 基礎学力向上推進事業    | 年3回、各小中学校の代表による学力向上推進会議を開催し、各校の足並みをそろえた取組を推進しています。市全体だけでなく各学校の取組を個別に支援する体制を充実させることを目指します。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育支援員配置事業 | 特別な支援を必要とする児童生徒に対する学校生活のサポートのための支援員を配置するとともに、資質向上のための研修会を定期的実施しています。                      | 学校教育課 |
| 土曜学習推進事業      | 希望する小学生を対象として、土曜日に自主的な学習の場を提供する「土曜学習会」を実施し、子どもたちの学習意欲の向上を図っています。                          | 学校教育課 |

## (3) その他の教育支援

学校での補習体制の充実を図ります。また、不登校児童に対し適応指導教室における指導や、訪問相談による支援を行います。

| 項目             | 内容   | 担当課等   |
|----------------|--|--------|
| 放課後子ども教室推進事業   | 小学校3校で実施しており、今後も余裕教室等の活用、活動指導員の確保について検討・対応していきます。  | こども育成課 |
| 生徒指導に関する学校支援   | 小中学校全23校で実施しています。校内研修等に市教委指導主事やスクールカウンセラーを活用して支援の充実を図っています。  | 学校教育課  |
| スクールカウンセラー配置事業 | 小中学校全23校にスクールカウンセラーを配置して、児童生徒や保護者の悩み、不安を受け止めて相談に当たっています。   | 学校教育課  |
| 適応指導教室の開設      | 「さわやか教室」を心の居場所として機能させ、小集団活動によりコミュニケーション能力を育みます。また、学校や保護者との連携を密にし、本人の興味や意欲を踏まえて、学校復帰が図られるように努めています。 | 学校教育課  |
| 多様な体験活動の推進     | 小学校では地域を知る活動を、中学校では職業体験等を行い、地域との関わりを持つ機会とします。  | 学校教育課  |

| 項目                        | 内容  | 担当課等  |
|---------------------------|---|-------|
| 特別支援学級児童生徒の適正な就学          | 子ども一人ひとりに対する日常生活における観察の充実、変容の把握、専門家等関係機関との連携に努めています。  | 学校教育課 |
| 特別支援教育の推進                 | 学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、教育や療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上のために研修の機会を持つとともに個別のかわりへの支援をしています。 | 学校教育課 |
| 文化交流館管理運営事業（コミネス指定管理自主事業） | 白河市文化芸術基本計画の基本施策のひとつ「子どもの文化芸術活動の充実」として、コミネス指定管理自主事業の中で、文化芸術を親子で鑑賞したり、体験できるプログラムを実施しています。            | 文化振興課 |
| ブックスタート                   | 1歳児健康診査時にブックスタートを行い、読み聞かせを通じた親子のふれあい体験と絵本をプレゼントすることで、家庭での読書の大切さを伝えています。                             | 図書館   |
| おはなし会                     | 対象年齢に合わせたおはなし会を企画、実施し、読書や図書館に親んでもらうとともに、子どもに読書の機会を提供しています。  | 図書館   |
| 移動図書館                     | 大信、東地域内の小学校、幼稚園等を移動図書館で巡回し、子どもが本を身近なものとして感じることが出来るよう本を貸し出します。                                       | 図書館   |
| 配本                        | 小・中学校、幼稚園、保育園、児童クラブに図書資料の配置を行い、本に親しむ環境を整えるとともに、児童と保護者の新たな図書館利用と読書活動を促します。                           | 図書館   |
| 子ども向け上映会                  | 月に一度、子ども向けの映画作品を図書館で上映し、図書館に親んでもらうとともに、子どもに読書の機会を提供しています。   | 図書館   |
| しらかわキャラ市                  | 子育て世帯の親が休日に子どもと一緒に参加することで、親子間の交流を深めることができ、子育てを楽しめる環境作りの一環として「しらかわキャラ市」を実施しています。                     | 観光課   |



## 基本目標 2 生活の支援

### (1) 安心して次世代を生き育てられる環境づくり（保健対策）

安心して妊娠・出産できる体制、各種健康診査を受診しやすい環境を整備します。

また、親子が健康な生活を送れるように、各種予防接種や健康診査に関する情報について、ホームページやアプリを活用して市民にわかりやすく情報提供します。

| 項目                | 内容  | 担当課等             |
|-------------------|---|------------------|
| 地域子育て支援拠点事業       | 乳幼児とその保護者が気軽に集い、語り合い、交流する場を設け、必要に応じて育児相談や子育て情報の提供を行っています。   | こども支援課           |
| 子育て支援・地域活動事業      | 市内の保育園 12 園は、毎月 1、2 回、保育園を開放し、未就園親子を中心に触れあい遊びや育児相談を行っています。  | こども育成課           |
| 白河っ子応援センター「ぽっかぽか」 | 妊娠期から子育て期までの必要な情報を、ホームページ、スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供しています。<br>また、窓口で専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支援を行っています。       | こども支援課           |
| 乳児保育の実施           | 生後 6 か月から入園できる乳児保育を継続していきます。  | こども育成課<br>民間事業者等 |
| 育児支援事業            | 育児に関する情報提供や教室を開催し、母親同士の仲間づくり、栄養や育児の相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう子育てを支援しています。                                       | こども支援課           |
| 子育てサロン推進事業        | 子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成しています。                                  | こども支援課           |
| 母子健康手帳の交付         | 妊娠、出産、子どもの成長記録としてすべての親子が活用できるよう、母子健康手帳を交付しています。交付に際しては、母子健康手帳や妊産婦健康診査受診票の使い方の説明、市保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導等を行っています。 | こども支援課           |
| 父子健康手帳の交付         | 父親の育児参加を促すため、育児に関する基本や子どものこころと体の発達等が記載されている父子健康手帳を、母子健康手帳とあわせて交付しています。  | こども支援課           |
| 妊産婦健康診査           | 妊娠、出産後の母体の健康状態を診査するため、妊娠中 15 回、産後 1 回分の受診票を母子健康手帳交付時に配布しています。また里帰り出産など県外で妊産婦健康診査を受ける方に対し、費用を助成しています。            | こども支援課           |

| 項目                     | 内容  | 担当課等   |
|------------------------|---|--------|
| 新生児聴覚検査                | 聴覚障害の早期発見、早期療育を図るため、検査にかかる費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図っています。  | こども支援課 |
| 産後ケア事業                 | 出産後の、心身ともに不安定になりやすい時期に、産婦と乳児の健康管理及び保健指導を行う産後ケアサービス（宿泊ケア・日帰りケア）を提供することにより、自信を持って育児が行えるように支援しています。  | こども支援課 |
| 乳幼児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業 | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行っています。   | こども支援課 |
| 養育支援訪問事業               | こんにちは赤ちゃん訪問事業実施後、引き続き養育支援が必要な家庭を訪問し、相談、助言、指導を行っています。  | こども支援課 |
| 乳幼児健康診査                | 乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、治療のために、4か月児、1歳児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査及び2歳児歯科健康診査を行っています。また、事後対策としては、要継続支援児を把握し、適切なフォローを行うとともに、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧めています。     | こども支援課 |
| 乳幼児家庭訪問                | 育児不安がある親や各種健診、相談後に継続支援が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問指導を行っています。また、乳幼児健診の未受診児に対し親等へ健診の必要性について理解を促し、受診を勧めています。  | こども支援課 |
| 予防接種事業                 | 感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童生徒を対象に予防接種を実施しています。<br>定期予防接種に加え、任意接種への費用を助成しています。また、先天性風しん症候群の発生の予防のため、妊娠を希望する女性やその配偶者を対象に風しん抗体検査及び予防接種の費用を助成しています。 | 健康増進課  |
| 子育てスキルアップ事業            | 子育てに大切な基本的な生活リズムや愛着形成の促進、メディアコントロールについての意識の醸成を図るため母子手帳交付時や妊婦・乳幼児健診時での助言や集団指導、子育て教室や幼稚園・保育園等での保護者向け講演会を実施しています。  | こども支援課 |
| 地域医療体制の整備              | 地域医療に関する啓発事業を実施するとともに、多様化する医療ニーズに対応するため、医師会と連携を図り、医師の確保に努め、安定的・持続的な地域医療体制の整備を図っています。  | 健康増進課  |
| 救急医療の充実                | 小児平日夜間救急医療事業や休日救急医療当番医制事業等を継続し、救急医療体制の充実を図っています。  | 健康増進課  |
| 特定不妊治療費助成事業            | 特定不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するために治療費の一部を助成しています。  | こども支援課 |

| 項目         | 内容  | 担当課等   |
|------------|---|--------|
| 発達支援事業     | 発達の遅れ等の可能性がある乳幼児を対象に、発達支援教室の開催や、臨床心理士・言語聴覚士による相談、医師による発達相談会、保育園・幼稚園の巡回相談を実施しています。 | こども支援課 |
| 療育体制の整備    | 障がい児に対する療育体制を整備するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関でケース会議を開くなど、連携の強化を図っています。                   | 社会福祉課  |
| 妊産婦医療費助成事業 | 妊娠中の病気の早期発見・早期治療により母体を保護し、胎児のすこやかな成長を図るとともに、安心して出産できるよう、妊産婦の医療費を助成しています。          | こども支援課 |

## (2) 保護者の生活支援

相談体制を充実するとともに、困難を抱える子育て家庭への養育支援や住環境の整備などにより生活支援を推進します。

| 項目                | 内容   | 担当課等                    |
|-------------------|--|-------------------------|
| ファミリー・サポート・センター事業 | 子育てを手伝って欲しい人と手伝ってあげたい人が会員となり、子どもの一時的な預かりや保育園・幼稚園等への送迎などの子育てを支え合う事業を支援しています。  | こども支援課                  |
| 一時預かり保育事業         | 公立1園私立3園の保育園で一時預かり保育事業を実施しています。<br>また、保護者の利便性を図るため、ファミリー・サポート・センター及びおひさまひろば（地域子育て支援拠点事業）でも保護者の私用等に伴う、短時間の一時預かりを行っています。 | こども育成課<br>こども支援課        |
| 公営住宅の整備           | 安全確保や居住性の向上を図る整備を行い、長寿命化を図ることで、居住水準の高い、機能の充実した市営住宅のストックに努めています。  | 建築住宅課                   |
| 居住環境の整備           | 既存市街地内の狭い道路や歩道の整備に努めるほか、住民の合意に基づく建築協定や緑地協定の有効活用を図り、安全で安心して暮らせる質の高い居住環境の創出に努めています。                                      | 都市計画課<br>道路河川課<br>建築住宅課 |

### (3) 子どもの生活支援

食育の推進や虫歯予防など子どもの健康増進を図るとともに、社会的な孤立に陥りがちな困難を抱える子どもに対して、居場所の確保に努めます。

| 項目             | 内容  | 担当課等             |
|----------------|---|------------------|
| 子どもの居場所づくり支援事業 | 様々な支援を必要とする子どもたちのために、地域での居場所（こども食堂）をつくり、食事・団らんの場の提供や学習支援を行っています。  | こども支援課           |
| 乳幼児の栄養指導       | 乳幼児健康診査や育児支援事業において、離乳食・栄養指導の充実を図り、幼児食へのスムーズな移行と月齢に応じた食生活を支援しています。<br>また、生活リズムや「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを周知しています。  | こども支援課           |
| 保育園給食の充実       | 入園児童の健全な発育と食の習慣、知識を学ぶ食育の教育的な役割を持つ保育園給食の充実を図っています。入園児童が楽しく食事をとれるよう献立を工夫しています。  | こども育成課           |
| 学校給食の充実        | 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図り、生涯を通じて健康な生活を送るために、食事についての正しい理解と望ましい食習慣の形成を図るように支援しています。   | 健康給食推進室          |
| 食育指導           | 幼稚園、保育園を訪問し、正しい栄養の摂り方、望ましい生活習慣等が身につくよう支援しています。  | こども支援課<br>こども育成課 |
| 障がい児の在宅生活支援    | 障がい児が地域で生活しやすいように、家庭介護の状況により、ホームヘルプサービスや介護者の一時的用事のため介護できない場合に短期入所を提供しています。<br>また、療育指導が必要な児童に対し、児童通所支援施設において、児童発達支援などのサービスを提供すると共に、一人ひとりの抱える課題を適切に解決するために障がい児相談を支援しています。 | 社会福祉課            |
| 地域生活支援事業       | 単独では外出困難な障がい児が、社会生活上必要不可欠な余暇活動や社会参加等のための外出を支援するために、ガイドヘルパーによる移動の介助及び介護を伴う場合の移動支援や日中において監護する者がいないため、一時的に見守りが必要な児童や日常的に介護している家族等の一時的休息を計るための日中一時支援を提供しています。               | 社会福祉課            |

#### (4) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備（児童虐待防止体制の整備）

児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うための、要保護児童対策地域協議会を活用し、福祉・行政・教育・地域が連携して子どもの支援を行います。

| 項目                    | 内容  | 担当課等                            |
|-----------------------|---|---------------------------------|
| 家庭児童相談事業              | 家庭児童相談室では、0歳から18歳までの児童を対象に、家庭環境などによる様々な問題について相談に応じています。   | こども支援課                          |
| ホームスタート事業             | 未就学児を持つ引きこもりがちな親を対象に、地域の子育て経験者が定期的に家庭を訪問し、地域社会との関わりを手助けすることで、孤立化や児童虐待の未然防止につながる活動を支援しています。  | こども支援課                          |
| 子育て支援のネットワーク          | 子育て支援サービスの質の向上と、効果的な提供体制を構築するため、庁内関係部所との連携強化を図るとともに、NPO、民間事業者及び様々な地域活動団体と協働し、官民の枠を越えた地域における子育て支援のネットワーク化を促進しています。                   | こども支援課<br>民間事業者等                |
| 白河市少年センター事業           | 少年補導員による補導活動や育成環境の浄化活動等を行うほか、関係機関との連携を深め、青少年の非行防止と健全な育成を図っています。   | 生涯学習<br>スポーツ課                   |
| 関係機関・団体との情報交換         | 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体と不審者情報等の速やかな情報共有に努めています。  | 学校教育課<br>生涯学習<br>スポーツ課<br>生活防災課 |
| 「ひなんの家」等防犯ボランティア活動の支援 | 子どもが危険を感じた時や困ったことが起きた時の緊急避難場所である「ひなんの家」へのさらなる協力を依頼するとともに、視認性を高めるために古いステッカーの更新に努めています。   | 生涯学習<br>スポーツ課                   |
| いじめの早期発見・早期対応         | 教師と児童生徒、児童生徒同士の良好な人間関係づくりに取り組み、いじめが発生しないように努めています。  | 学校教育課                           |
| 不登校児童生徒への早期対応         | 学級満足度尺度と学校生活意欲尺度を測定できるQ-Uテストの活用を図り、学級の実態把握と対策に努めています。   | 学校教育課                           |
| 子どもの人権等に関する普及啓発の促進    | 文部科学省「人権教育指導方法等の在り方について」をもとに、各学校での実践につながるよう指導しています。   | 学校教育課                           |
| 要保護児童対策地域協議会の推進       | 児童福祉法による法定協議会である「白河市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議を開催します。各構成機関の連携のもと、児童の虐待防止と健全育成に努め、地域全体で子育て支援を推進し、要保護児童への対応等きめ細かな取組を進めています。 | こども支援課                          |



## 基本目標 3 就労の支援

### (1) 保護者に対する就労支援

子育て世帯の経済的自立や生活の安定に資する取組を推進します。また、生活困窮者世帯の雇用形態の改善のため、キャリアアップのための職業訓練等の情報提供、斡旋を行います。

| 項目              | 内容   | 担当課等   |
|-----------------|--|--------|
| ひとり親家庭ジョブサポート事業 | ひとり親家庭の親に対して生活の安定と自立のために寄り添う「就業支援専門員」を配置し就業支援体制を確保します。 | こども支援課 |

### (2) 仕事と子育ての両立支援

子育て世帯の経済的自立や生活の安定に資する取組を推進するとともに、家庭と仕事が両立できる環境づくりを進めます。

また、安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図るため、保育等のサービス、一時的な家事援助等、必要な支援を行います。

| 項目                        | 内容   | 担当課等                 |
|---------------------------|--|----------------------|
| 待機児童の解消                   | 待機児童を解消するため、必要とする保育士の確保及び施設整備に努めています。  | こども育成課               |
| 病児保育事業                    | 病気や病気の回復期にあり就労などにより保育の必要がある児童を施設で預かっています。  | こども育成課               |
| 幼稚園預かり保育事業                | 公立8園、私立5園の全ての幼稚園で、保護者の希望に応じて通常の保育時間外に、引き続き子どもを預かる「預かり保育事業」を実施しています。核家族化や夫婦共働き家庭の増加などを考慮し、今後も預かり保育内容の充実を図っています。 | こども育成課               |
| 延長保育事業                    | 労働時間の多様化などによる保護者ニーズに対応するため、延長保育事業を継続していきます。  | こども育成課<br>民間事業者等     |
| 国、県及び関係団体（農業団体、商工団体等）との連携 | 多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直しを促進するため、労働者、事業主、地域住民等の意識の醸成を図るための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら推進します。            | 関係各課                 |
| 仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進     | 男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等に関して、企業・事業主等への啓発に努めるとともに、市民に対する広報を行っています。   | 生涯学習<br>スポーツ課<br>商工課 |
| 家庭生活での男女の相互協力の促進          | 出前講座のカリキュラムの充実を図り、家庭生活での男女共同参画について、啓発と理解を深める機会の提供を図っています。  | 生涯学習<br>スポーツ課        |
| 国、県及び関係団体等との連携            | 今後も国、県及び地域における関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について推進します。                                 | 関係各課                 |

## 基本目標 4 経済的支援

### (1) 子育て世帯への経済的支援

経済的に困難を抱える子育て世帯に、生活や健康を支えるために経済的な支援を行います。

| 項目                    | 内容  | 担当課等    |
|-----------------------|---|---------|
| 保育料の無償化               | 3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの利用料を無償化しています。                    | こども育成課  |
| 児童手当の支給               | 次代を担う子どもの健やかな成長を支援するため、中学校終了までの子どもを養育している方に手当を支給しています。                                      | こども支援課  |
| こども医療費助成事業            | 児童の健全な育成と更なる福祉の増進を図るため、18歳までの入院・外来に係る医療費の保険診療分一部負担金を助成しています。                                | こども支援課  |
| 白河っ子すくすく赤ちゃんクーポン券支給事業 | 子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、3万円分のクーポン券を0歳児と1歳児に交付し、安心して子育てができる環境を整備しています。                           | こども支援課  |
| 多子世帯給食費負担軽減事業         | 子育てしやすい環境を充実させるため、18歳以下の兄弟姉妹のうち義務教育を受けている第3子以降の児童生徒を対象に学校給食費を全額助成し、多子世帯における経済的な負担軽減を図っています。 | 健康給食推進室 |
| 幼稚園預かり保育料の無償化         | 幼稚園預かり保育の利用者で保育の必要性がある方について利用料を無償化しています。(最大月額11,300円まで)                                     | こども育成課  |
| 児童クラブ利用料の減額           | 児童クラブの利用者で同一世帯の小学生の年長者から数えて二人目は半額、3人目以降は無料としています。<br>また、ひとり親世帯は半額、生活保護世帯は無料としています。          | こども育成課  |
| 副食費の免除                | 3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもで、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降は免除しています。                              | こども育成課  |
| 病児保育利用料の減免            | 病児保育料の利用者で市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯の方は利用料を無料としています。  | こども育成課  |
| 国民健康保険税の減免            | 子育て世帯の負担軽減を図るため、18歳以下の子どもに係る国民健康保険税均等割を全額免除しています。   | 国保年金課   |
| 産前産後期間の国民年金保険料免除      | 次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際に、産前産後期間の国民年金保険料の免除申請ができます。免除期間は老齢基礎年金の受給額に反映されます。            | 国保年金課   |

## (2) ひとり親家庭への経済的支援

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るために、自立・就業の支援を主眼に、子育てや生活支援、経済的支援等を推進します。

| 項目                       | 内容  | 担当課等          |
|--------------------------|---|---------------|
| 児童扶養手当の支給                | 児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため手当を支給しています。   | こども支援課        |
| 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金          | ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉の増進を図るため、目的に応じて、原則無利子で資金を貸し付けしています。   | こども支援課<br>福島県 |
| ひとり親家庭医療費助成事業            | ひとり親家庭等の健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成しています。   | こども支援課        |
| ひとり親家庭キャリアアップ応援給付事業      | ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の資格を取得するため、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給しています。                              | こども支援課        |
| ひとり親家庭キャリアアップ応援貸付事業      | 資格取得のために養成機関で修業中のひとり親家庭の親に対し、生活費月5万円(子どもの人数による加算有り)を貸し付けるとともに、修業終了後、一定の条件を満たした場合にはその返還を免除し、経済的自立を支援しています。 | こども支援課        |
| ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業     | ひとり親家庭の親が経済的自立を図るために、対象講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部を助成しています。   | こども支援課        |
| ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | ひとり親家庭の親又は子どもが、就職・転職によって、自立や生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格を目指す講座を受講する場合に、その受講費用の一部を助成しています。                    | こども支援課        |
| ごみ袋支給事業                  | ひとり親家庭のごみ排出に伴う経済負担の軽減を図るため、「可燃・不燃ごみ袋(60枚)」を支給しています。   | 環境保全課         |

### (3) 障がいのある児童を養育している世帯への経済的支援

障がいのある児童の「社会参加と平等」を進めていくために、ライフステージに即した障がい児の療育体制や経済的支援等を推進します。

| 項目                | 内容  | 担当課等            |
|-------------------|---|-----------------|
| 就学前の障がい児の発達支援の無償化 | 子育て世帯を応援するため、3歳から5歳までの障がい児が利用する児童発達支援等のサービスについて、利用者負担を無償化しています。   | 社会福祉課           |
| 特別児童扶養手当等の支給      | 20歳未満で身体又は精神に障がいを有する児童を家庭で監護、療育している父母等を対象に特別児童扶養手当を支給しています。<br>また、その障がいが重度のため日常生活において常時介護を必要とする状態にある児童には障害児福祉手当が支給されます。 | こども支援課<br>社会福祉課 |
| 自立支援医療（育成医療）の助成   | 18歳未満（18歳以上は更生医療）の身体障がいのある児童で、障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、生活の能力を得るための育成医療費を助成しています。                           | 社会福祉課           |
| 補装具費の支給           | 身体に障がいのある児童が、将来社会人として自活するための育成を助長するために、身体機能を補完・代替する補装具の交付と修理を行っています。  | 社会福祉課           |
| 地域生活支援事業          | 障がい児の日常生活がより円滑に行われるよう日常生活用具の給付等を行っています。   | 社会福祉課           |



#### (4) 生活に困難を抱える世帯への経済的支援

生活のための経済的支援として、生活保護、児童手当、子ども医療費助成事業、就学奨励費等の制度周知を徹底し、情報弱者が不利益を被ることがないように努めます。

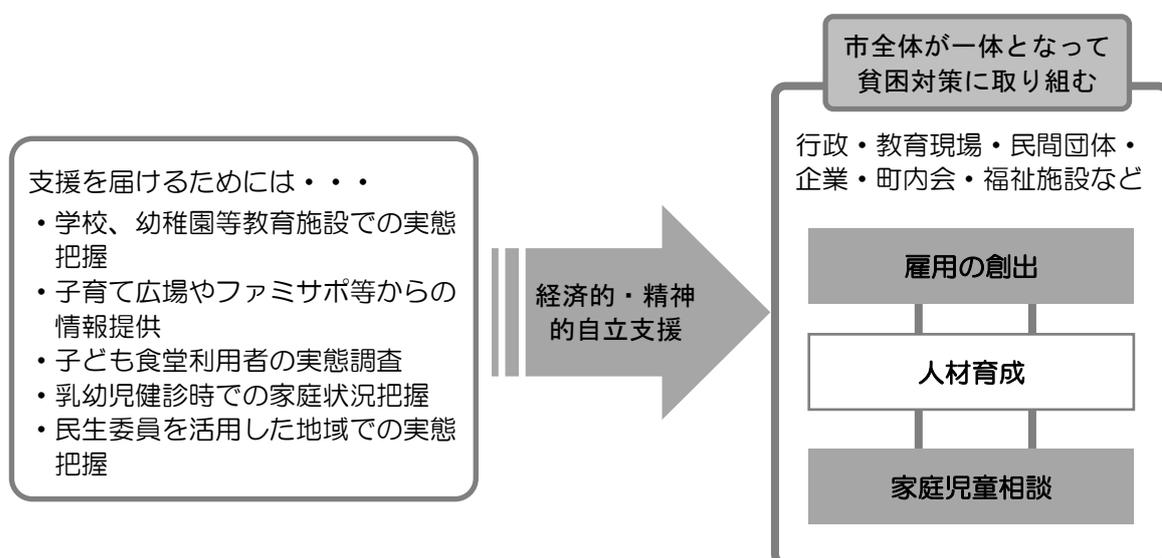
| 項目                    | 内容   | 担当課等  |
|-----------------------|--|-------|
| 就学援助事業                | 経済的な理由により就学に必要な経費の負担が困難な児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品等の必要な経費の一部を援助しています。                                      | 学校教育課 |
| 奨学資金貸与事業<br>入学一時金貸与事業 | 経済的な理由により修学が困難と認められる生徒・学生に対する奨学資金の貸与と、保護者に対する入学一時金の貸与により経済的支援を行っています。                                | 教育総務課 |
| 自立相談支援事業              | 生活に困りごとや不安を抱えている方に対し、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行っています。                     | 社会福祉課 |
| 家計相談支援事業              | 家計状況の「見える化」と、根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ等を行い、早期の生活再生を支援しています。          | 社会福祉課 |
| 住居確保給付金の支給            | 離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給しています。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行っています。 | 社会福祉課 |
| 生活保護制度                | 生活に困窮している世帯に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援しています。                               | 社会福祉課 |

## ●新たに取り組むべき支援の方向性

子どもの貧困対策を進めていくうえで、子どもと子育て家庭の状況の把握やニーズと支援の調整など、適切な支援をしていくことが重要です。

子どもと子育て家庭に寄り添い、必要な支援が届くよう、全庁的な連携はもとより、教育現場・民間団体・企業・町内会・福祉施設など市全体が一体となって貧困対策に取り組めます。

必要な支援を届けるために、学校、幼稚園等の教育施設での実態把握、子育て広場やファミサポ等での情報提供、子ども食堂利用者、乳幼児健診時、民生委員を通じた実態把握など、子どもや子育て家庭に関わる様々な場での実態把握や情報提供に努め、雇用の創出や人材育成、家庭児童相談などの各種経済的・精神的自立支援につなげていきます。



※子どもの貧困対策を推進するうえで、対象となる子どもや家庭に対する差別や偏見を助長することが無いよう留意する必要がある。



# 第 5 章

## 計画の推進



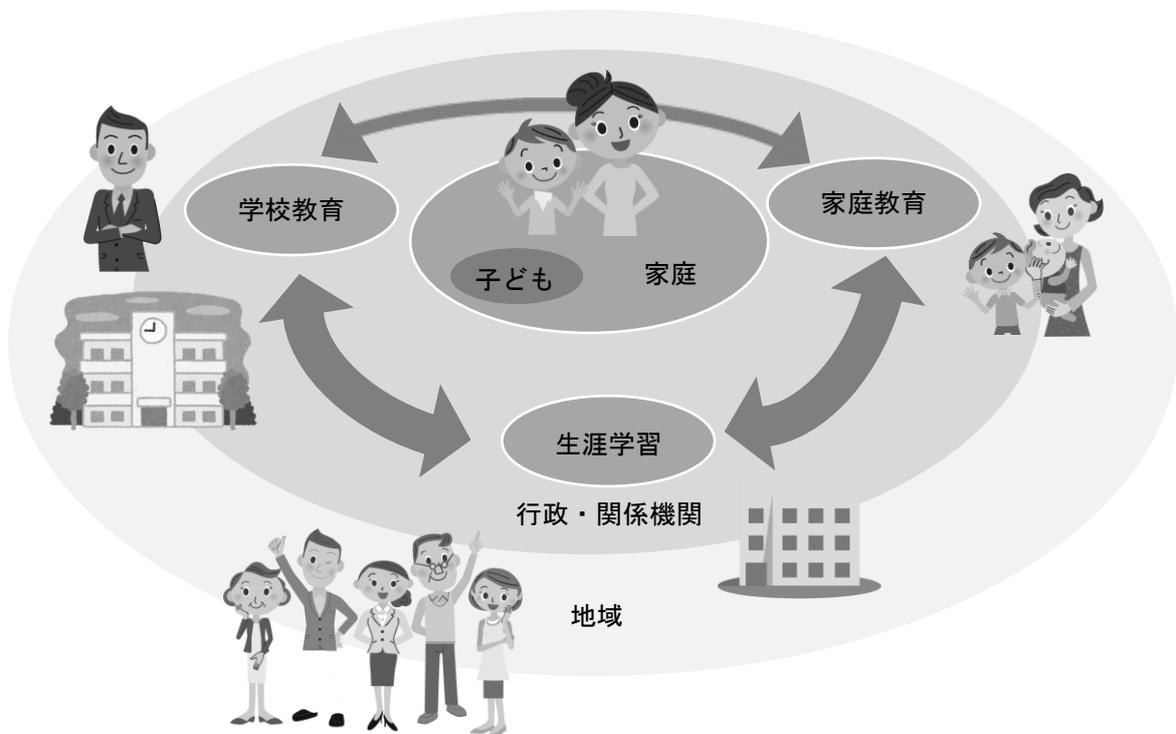
## 1 計画の推進体制

子どもの貧困問題は複雑多様であり、その対策に関する施策は広範にわたることから、庁内の関係部署が連携して施策の推進を図ることが重要です。

貧困対策の取組をより効果的なものとするためには、行政だけでなく、市民や地域組織、相談・支援機関等がお互いの役割と特徴を理解した上で、協働し、連携を図っていく必要があります。

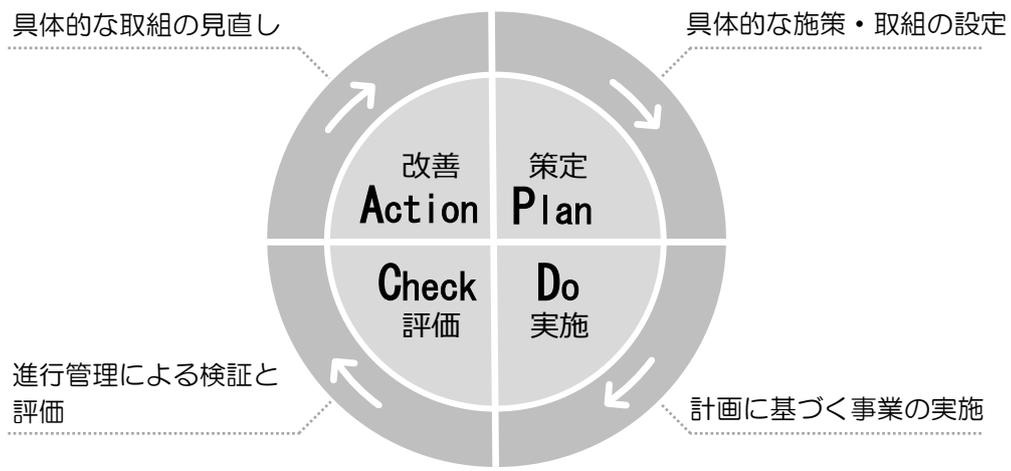
そのため、地域で活動している支援団体や、それぞれの組織に配置される相談員などの連携をより一層深めるためのネットワークを構築し、それぞれのメリットを生かしながら、一体的に貧困対策の推進に取り組んでいきます。

子どもと子育て家庭を地域全体で支えるアプローチ



## 2 計画の進捗管理

計画期間においては、庁内関係部署と連携して市の取組を推進するとともに、国・県の施策や動向を注視しながら、子ども・子育て会議等において進捗状況等を評価・検証します。また、社会経済の状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化をとらえ、計画の期間中においても見直しと改善を図り、実態に即した計画の推進を行います。（PDCA サイクルの導入）



# 参 考 资 料



# 参考資料

## 1 子供の貧困対策に関する大綱

### 子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年成立、議員立法）に基づき策定
- 今般の大綱改定は、  
①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。

#### 目的

現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す  
子育てで貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

#### 基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 → 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 → 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 → 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

#### 指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

### 指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

#### 1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備**  
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- **真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施**

#### 2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**  
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

#### 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

#### 4. 経済的支援

- **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

#### 施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**
- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

# 子供の貧困対策に関する大綱（概要）

## I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

## II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供 家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実  
など

## III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率  
など、39の指標

## IV 指標の改善に向けた重点施策

### 教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
  - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
  - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

### 生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
  - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
  - ・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
  - ・家庭への復帰支援、退所後の相談支援
- 支援体制の強化

### 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
  - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

### 経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

## 施策の推進体制等

- <子供の貧困に関する調査研究等>
- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
  - 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
  - 地方公共団体による実態把握の支援

- <施策の推進体制等>
- 国における推進体制
  - 地域における施策推進への支援
  - 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
  - 施策の実施状況等の検証・評価
  - 大綱の見直し

## 2 子ども・子育て会議条例

○白河市子ども・子育て会議条例

平成26年3月26日条例第6号

改正

平成27年3月25日条例第1号

白河市子ども・子育て会議条例

(設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項各号の事務を処理するため、白河市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(組織)

**第3条** 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第7条** 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 3 用語解説

### 【か行】

#### 子ども食堂

子どもたちの食の支援、居場所の支援等を目的に、市民団体などが無料または低額で食事を提供するボランティア活動またはその場所をいいます。食事の提供だけでなく、子どもの学習支援や居場所提供等を併せて行っている子ども食堂もあります。

### 【さ行】

#### 児童虐待

保護者などが児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うことです。

#### 児童相談所

子どもに関する相談に応じ、子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう子どもや家庭を援助する機関です。都道府県と政令指定都市に設置が義務付けられ、中核市や特別区等も設置することができます。

#### 児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

#### 就学援助

経済的な理由により就学が困難な子どもたちの保護者に対して、援助を行い、子どもたちが等しく義務教育を受けることができるようにするための制度。

#### スクールカウンセラー

子どもの心のケアを行う専門家。児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有します。

### 【た行】

#### 地域子育て支援拠点

事業地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことです。

#### 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育です。

## 【な行】

### 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う施設です。認定こども園は保護者の就労状況に関わらず利用することができます。

## 【は行】

### ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のことです。保育の必要性の認定保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性の有無を認定することです。

## 【ま行】

### 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた福祉のボランティアです。様々な支援を必要とする住民の相談に応じて、福祉の制度やサービスについて情報提供を行い、住民と関係機関とをつなぐパイプ役を担うとともに、関係機関と連携し、地域福祉の増進に努めています。また、すべての民生委員は児童委員を兼ねており、主任児童委員と連携し、子育て支援等の児童福祉の向上にも努めています。

## 白河っ子未来応援計画

令和3年3月発行

発行 白河市

編集 白河市保健福祉部こども未来室こども支援課

〒961-8602 白河市八幡小路7番地1

電話 0248-22-1111

FAX 0248-23-1255